

第四十六回 参議院社会労働委員会會議録 第二十二号

(三五二)

昭和三十九年四月二十一日(火曜日)
午前十時四十六分開会

出席者は左のとおり。

委員長 鈴木 強君
理事 高野 一夫君
藤田 藤太郎君
柳 岡 秋夫君

委員

加藤 武徳君
鹿島 俊雄君
紅 露 みつ君
徳永 正利君
丸茂 重貞君
山下 春江君
山本 杉君
横山 フク君
阿具根 登君
杉山 善太郎君
小平 芳平君
村尾 重雄君
林 塩君

委員以外の議員

発議者

国務大臣

厚生大臣

政府委員

防衛庁防衛局長

防衛庁参事官

厚生政務次官

厚生大臣官房長

厚生大臣官房

国立公園部長

中村 順造君

小林 武治君

海原 治君

志賀 清二君

砂原 格君

梅本 純正君

今村 謙君

讓君

厚生省公衆 若松 栄一君
衛生局長 熊崎 正夫君
厚生省薬務局長 増本 甲吉君
事務局側 常任委員 増本 甲吉君
会専門員 三浦 善郎君
水産庁長官 三浦 善郎君
官房総務課長

説明員

水産庁長官 三浦 善郎君
官房総務課長

本日の会議に付した案件

○原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(中村順造君外四名発議)

○毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○社会保険制度に関する調査(国民休暇村に関する件)

○委員長(鈴木強君) ただいまより開会いたします。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、発議者中村順造君より提案理由の説明を聴取いたします。

○委員(中村順造君) た

だいま議題となりました原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十年の戦争末期に投下された原子爆弾により、広島、長崎は一瞬にして焦土と化し、多くの人命は奪い去られ、家、財産はことごとく灰じんに帰するといふ人類史上未曾有の惨禍がもたらされたのであります。幸いにし

て一命をとりとめた者も、原爆の被爆という一生ぬぐい去ることのできない宿命をになわれ、あるいは原爆熱線による痛ましい傷痕のゆえに悲歎にくれ、あるいは放射能の影響による造血機能障害、原爆後障害に悩まされるなど、病苦、貧困、孤独の苦痛にあえぎながら生きてまいったのであります。

なかんずく、原子爆弾が残した放射能障害は、一生被爆者につきまとい、これがため、白血病、貧血症等の発病の不安、生命の不安と焦燥に常時おののきながら勤務しなければならぬということが被爆者のすべてに通ずる社会的活動における制約となつてゐるのであります。加ふるに、被爆に起因する白血病、ガン等による死亡があとを断たないという、まことに憂慮すべき状況なのであります。

これらの悲しむべき不幸の原因が、当時予測もできなかった原子爆弾の被爆に基づくものであることにかんがみ、昭和三十三年に、主として原爆症を中心とした医療について現行の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律が制定されたのであります。しかしながら、原爆をこうむつた被爆者の肉体的、精神的障害はいまなおぬぐい去ることのできないのであります。したが

いまして、これら被爆者の置かれてゐる心身上の不安を除去するため、被爆者に対する措置も、その健康面及び精神面の特殊な状態に適応すべく、一そこの拡充がはかられるべきであると考へるのであります。

次に、この法律案の内容の概要を御

説明申し上げます。

第一は、被爆者に月額二千元を限度として健康手当を支給することであり、被爆者は、一般人に比して労働能力の減損が著しく、かつ、原爆症への絶えざる不安のもとに勤務しなければならぬのであります。したがいまして、被爆者の健康を維持増進させるために、健康手当を支給することとしたのであります。この健康手当は、被爆者が医療手当を受けている間は、支給しないということにいたしております。

第二は、医療手当の月額の限度の引き上げと所得制限の撤廃であります。医療手当は、昭和三十五年の改正によつて新たに加えられたものでありまして、認定被爆者が医療の給付を受けている期間中、毎月二千元を限度として支給することとなつておりますが、この月額を五千元に引き上げるとともに、医療手当にかかる所得制限を撤廃することにより、これらの被爆者が安心して医療を受けることができることといたしたのであります。

第三は、被爆者が健康診断または医療を受けるために日本国有鉄道の鉄道、自動車または連絡船に乗車または乗船する場合に、無賃取り扱いとすることであり、これによつて被爆者が容易に健康診断または医療を受けることができることとしようとするものであります。これに要する経費につきましては、国が負担することといたしました。

第四は、被爆者が死亡した場合に、

その葬祭を行なう者に対して、弔慰料として三万円を支給することとあります。ただし、その死亡が原子爆弾の傷害作用に関連しないものであることが明らかである場合には、支給しないことといたしております。

なお、この弔慰料は、この法律の施行前に被爆者が死亡した場合にも、昭和四十年四月一日から支給することといたしております。

第五は、右のような措置を講ずることにより、いわゆる医療法から援護法に移行するものとして、法律の題名を「原子爆弾被爆者援護法」に改めたこととあります。

以上のほか、原子爆弾被爆者医療審議会の名称及び権限を改めるとともに、委員の数を十名増加し、また、都道府県が設置する原子爆弾被爆者相談所の費用の一部を国が補助することとし、さらに、認定被爆者相談所の費用の一部を国が補助することとし、さらに、認定被爆者について所得税法上の障害者控除が受けられるようにする等、被爆者の援護に關して必要な措置を講ずることといたしております。

原爆の被爆という悲惨な災害をこうむつたこれら被爆者の苦境を救済することは、いまだ人道に背するものでない問題であると考えるのであります。しかも、近時、わが国の経済力の回復に伴つて、軍人恩給の復活に關する恩給法の改正、戦傷病者戦没者遺族等援護法、引揚者給付金等支給法、戦没者の妻に対する特別給付金支給法が制定され、今国会には旧金鵄勲章年

金受給者に関する特別措置法案が提案されるなど、戦争犠牲者に対する救済の立法が次々となされつつある今日、被爆者に対する右のような措置を講ずることはおそきに失しても早急に過ぎることはないものと確信する次第であります。

また、このように被爆者に対する援護を一そう拡充すべきであるという考えは、ひとり提案者のみならず、昭和三十八年十二月七日の東京地方裁判所の判決の理由の中に見ることができるとであります。すなわち、同裁判所は、これら被爆者に対する救済についての国の責任について、次のように述べているのであります。

「現に本件に関するものとしては原子爆弾被爆者の医療等に関する法律があるが、この程度のものでは、とうてい原子爆弾による被爆者に対する救済、救援にならないことは、明らかである。国家は、自らの権限と自らの責任において開始した戦争により、国民の多くの人々を死に導き、傷害を負わせ、不安な生活に追い込んだのである。しかも、その被害の甚大なことは、とうてい一般災害の比ではない。被告「国」がこれに鑑み、十分な救済策を執るべきことは、多言を要しないであろう。

しかしながら、それはもはや裁判所の職責ではなくて、立法府である国会及び行政府である内閣において果さなければならぬ職責である。しかも、そういう手続によつてこそ、原爆被爆者全般に対する救済策を講ずることができるのであって、そこに立法及び行政に基づく行政の存在理由がある。終戦後十数年を経て、高度の経済成長を

とげたわが国において、国家財政上これが不可能であるとはとうてい考えられない。われわれは本訴訟をみるにつけて、政治の貧困を嘆かずにはおられないのである」と述べております。

幸い、今国会において、両院で「原爆被爆者援護強化に関する決議」の可決をみているのであります。必ずや、被爆者の援護をはかるうとするこの法律案の趣旨に御賛同下さるものと確信する次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決されますようお願い申し上げます。次第であります。

○委員長(鈴木強君) 本日は、本案に対する説明聴取のみにとどめておきます。

○委員長(鈴木強君) 毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、どうぞ順次御発言願います。

○高野一夫君 業務局長に御説明願いたいのですが、この資料をちょうだいしたのですけれども、毒劇物を使うというふうな製造業、工業があるかというところで、ここに表が出ておりますが、これで今度の改正法がこれは適用されるのが大体五万件くらいというこの間お話しであつたように覚えておりますが、ここに書いてあるこの表の全部が今度の改正法が適用される業態になりますか。

○政府委員(熊崎正夫君) お手元にお配りいたしております「業務上使用者概数」というので、昭和三十六年の工

業統計によります大体二十一万の業態数、これは現行法でも「業務上取扱者」ということで、一応法律の規制は受けておるわけでございます。そのうち、下の「届出を必要と思はれる業務上使用者概数」計五万九千、これは二十一万の中の五万九千でございますが、この五万九千の業態につきましては、今度の法律改正案で届出を必要とし、それから、毒物劇物の取り扱い責任者を置いて、特に他の業態より、より厳重な規制を受けるというふうなことになるというところでこの数字を出したわけでございます。

○高野一夫君 この上の「業務上使用者概数」の中に、六番目に「化学工業」と書いてあるのはどういふのですか。これは化学工業全般ですか。

○政府委員(熊崎正夫君) これはいわゆる業態の大分類ということになっておりまして、化学工業といふものの中には、この小分類で薬品その他のものも全部入るわけです。ただ、これは大きな業態をつかんでおるわけでございます。

○高野一夫君 この上のほうの四のバル、これは届け出を必要としないか、どうですか。私は、どこでもバルプあるいは製紙工場というものは非常に汚水で害毒を流すという実態を聞いていますし、見てもいふのですが、こういうのこそ規模は大きいのだしするから、当然届け出させておいて、今度の改正法の取り締まりの対象に取り上げたほうがいいんじゃないですか。

○政府委員(熊崎正夫君) 先生のおっしゃっておられることは、私は、いわゆる毒物、劇物の取締法の規制対象に

いたしますものは、結局毒物、劇物を排出することによって非常な害を及ぼすという業態を規制するという立場で私どもは今のこの法律案を御審議をいただいておりますのであります。一般的に工場から流れるいろいろな廃液というものにつきましては規制は、これはたとえば汚濁、水については水質の保全とか、あるいは水質汚濁防止とか、一般的な公害の対策としてこれを取り上げるという立場で考えなければならぬ点でございます。この私どもはいま御審議をいただいております毒物、劇物取締法にいます毒物、劇物の廃液の規制をどういふふうにするかという問題につきましては、従来のいろいろな公害上たいへん影響を与えました。お手元にも資料を差し上げております毒物、劇物を含有するものを流すというふうな、下のほうに出ております五万九千件、これをより以上にシビアな規制にしたほうが適当じゃないか、その他のものまで全部二十一万まで一挙に届け出を必要とするということになればたいへんことになるのではなからうか、こういうふうな考へておるわけでございます。

○高野一夫君 これはバルブ工場は亜硫酸か何か、劇物を漂白剤に使うでしょう。だから廃液は、バルブのいろいろなそのものの汚水とか廃液だけではない、やはり劇物があの中にまぎっておるのですよ。それでそのときに私どもは決算委員会を取り上げて、例の本州製紙で問題にしたのは、ただバルブのこまかい分子が沈澱して、そして魚介類の生息をばんだというふうな損害だけでなく、あの中にも、どう

せ隅田川や荒川に流れてしまえばそれは薄くなってしまふけれども、それが毎日毎日積み重なれば、小さい検体をとつてやれば、ちゃんとその中に劇物が出てくるのですよ。そのときも検体を会社から持ってきておりましたよ。だから、その毒物、劇物のこの取り締まりの対象でない汚濁した物の取り締まりは別な公害関係で、おっしゃるとおり、それはけっこうだろうと思われども、やはり劇物を使つておるわけですから、漂白剤に、製紙会社は。だから、私は、ことにそれが大きくて、高知に行きましても苦小牧に行つても、どこへ行つてもその害毒がひどいはずだから、せつかくこれを改正するならば改正法の対象にしてしまつて、これをひつくくつてしまつたほうがいいじゃないかと、こう言うのですよ。この改正法がいかにぬというのじゃない。いいから、取り上げて取り締まつてしまつたらどうだろうと言うので

○政府委員(熊崎正夫君) 先生のおっしゃっておられる点は、私もよく分ると思つておられる点は、私どももよく分ると思つておられる点は、ただ、今度の改正の趣旨をさかのぼつて恐縮でございますが、もう一度御説明申し上げますと、従来とも、業務取り扱ひ者というところで、そういう化学工場なりバルブ工場というものは、一応毒物を使用しておる限りにおいては、業務取り扱ひ者として規制を受けておつたわけでございます。ただ、その規制の受け方が、従来、法律の第十一條いふ流出防止の規定といふんですか、そういう十一條の規定なり、あるいは十五條の廃棄の規制を受けておつたわけでございます。ところが、この十一條なり、あるいは十五條の廃棄の方法等に

つきまして、今度、従来は政令で非常に抽象的な規定をやっておりましたのを、廃棄につきまして厳重な規制をやり、政令の中身も根本的に改めるというところで、特に三十九年度におきまして、廃棄基準を、各化学者の意見も聞いて、精密なものにしていくというようにいたしておるわけでございます。したがって、かえって毒物、劇物を取り扱っております工場におきましては、従来以上に、そういうふうな廃棄なり、あるいは流出防止の規制というものが、より厳重になされるということが今度の改正で行なわれるわけでございます。ただ、その中から、さらにもう一つシビアな取り扱いはやらなければならぬもの、これは典型的に、たとえば青酸カリ等を流しておる五万九千の金属メッキ業その他の業態については、これは毒物、劇物の取り扱い責任者を置いて、それで業務を開始する場合に三十日以内に届け出をさせるというふうな、他の二十万と違つた、さらにシビアな規制をいたそう。しかし、それ以外の排出の場合とか、あるいは流出の場合等の規制は、他のパルプ業なり何なりと同じような規制を受ける。ただ、その異なつた点は、取り扱い責任者を置き、そうして業務開始の届け出をさせるという点が異なつておるわけでございまして、その辺は従来の規制と相当中身において変わつてくると、こういうふうな御了解をいただきたいと思ひます。

○高野一夫君 いや、今度の改正で従来より非常によくなくなつたことは、私はそう思つてゐるので同感なんです。が、せつかくそこまでいくならば、たとえばパルプの場合、しつこく言うようですが、このパルプ工場の毒物というものは非常に大きいので、だから、毒物だけでなく、パルプの廃液物、そういうものは公害取り締まりのほうで取り締まるとしても、今度はいまだに劇物も出てくる。それをこつちは何である、こつちは何であるというふうな区別するよりも、一括してパルプ工場の取り締まりができるじゃないかというふうな感じを持つわけですが、いまのお話は一応了承しますから、これはまた今度研究しておいてもらいたいと思ひます。

それから、もう一つ伺ひたいのは、パルプ工場はそれでいいのですが、食料品製造業というのがある。この食料品製造業の中で届け出を要するものは一つもないのですが、これは差しつかえないのですか。食料品製造業の中で、毒物というのはいくら知らぬけれども、劇物というのはいくら知らぬけれども、使つてゐるものが相当ある。それは私は、ただこの取り締まりの対象になつてゐるというだけでなくして、やはり下の今度の改正による届け出を必要とする業務の中に、ものによつては取り入れるのはいじやないかと思ひます。これはわれわれ食品製造法の改正をやつたときにいふん吟味したのです。たとえば千葉あたりのしょうゆ工場では劇物、濃い塩酸を使つてゐる。塩酸を使わなければしょうゆはできやしない。ああいう非常に濃い塩酸というふうな劇物を使つてゐるしょうゆの、これをああいふ大工場みたいなところには届け出を必要とさせて、管理の責任者を置かせないというの

は、私はおかしいと思ふ。それから、もう一つは、しつこく申すけれども、酒場や飲み屋で食べさせられる薫製で、すね、あれだつて毒物、劇物ができたものではないように、これは食品衛生法でございまして。しかし、あれは材料に使うのは漂白剤なんですよ。そういうと、製品のものは、検出して、そういうものがあつてはいけないというところは食品衛生法でいいのです。しかし、現在、薫製なりしょうゆなりで毒物を使つてゐる工場に、この下の今度の改正による届け出を必要とする責任者を置かせるようにする。これが私は非常に必要なんじゃないかしら。そういう点は、これは少し専門的にわたつてしまふけれども、もう少し研究して、この届け出を必要とする責任者を置くのは十分あとで政令で追加できるわけですが、これからそういう危険な作業場であるという判定が厚生省でできたならば、政令でどんどん追加してこの改正法を生かしてもらいたい、それはどうですか。

○政府委員(熊崎正夫君) ごもつともな御意見と思つておりました。私も先日来御説明申し上げておりますのは、従来非常にそういう毒物、劇物を排出して非常に迷惑をかけたという例数の多いものをまず優先的に取り上げて、それで政令で指定をしていこう、こういうふうな考へております。高野先生のおっしゃる通りに、今後そういう事態がでけるとすれば、やはり政令でどんどん指定をしていくというふうなことを考へていたしたいと思ひます。ところが、いままでの例としましては、非常にそういう例は少ないわけ

でございまして、しかし、例があつたものを最優先にするという趣旨でございまして。

それから、もう一つ、先ほど御説明を落としたけれども、今度の改正では、従来は毒物、劇物そのものだけを規制をしておりまして、新たに十一、二条で毒物、劇物そのものだけじゃなしに含有する物までこれを規制の対象にする。したがって、いろいろな溶液に溶けておつて、そいつが外に流れていくものまで新たに毒物、劇物取締法の規制の対象になるということでございます。従来はそういう溶けたものは規制の対象にならなかつた二十一万の工場におきまして、もう一つ溶けたものが今度新たに規制の対象になつてまいりますので、排出なり、あるいは流出防止については十分な注意をやらなければならぬ、こういうことになるわけでございます。その点も御了解をいただきたいと思ひます。

○高野一夫君 それじゃこれらの点については、今後研究を進めるといふことにはいたしました。この資料に関する質疑は私は終わりますが、先般の続きになつてゐる農薬問題、これは最後には大臣の御見解を伺ひたいのですが、その前に局長から説明を聞きたいのですが、それ以前も、同じ毒物、劇物であつて厚生省関係のこの取締法の対象になるものと、一方は農薬取締法の対象になるもの、そのところをもう少し具体的に私はちよつと説明をしてもらいたいのですが、農薬のほとんどは強力な毒物、劇物ですが、それはこの取り締まりの対象からははずして、別な農薬取締法の対象になる、そして厚生省関係ではなくて、これは農林省関係で扱

う、ここが私はどうしてもこれがすつきりしないと思ふんですよ。だから、農薬であつて農薬に使うのだけれども、それは用途が違ふだけであつて、そのものが毒物、劇物であるならば、当然一本の線では取り締まるべきだ、工業用に使うのと何に使うと、化学工業に使うと、食品に使うと、メッキに使うと、それから農薬に使うと、それは用途が違ふけれども、そのものはやっぱりみんな毒物、劇物、その農薬だけが用途が違ふというので農薬取締法のほうに譲つて、そして農林省にまかせるといふことでは、私は、統一した政府の業務行政が分離されて、非常に何かすつきりしないと思ふんですよ。このところを、これで取り締まれない、農薬取締法で取り締まらなければならぬという点で、いろいろな問題もやっぱり事実として出てきてゐるわけですね。害毒は、もうあぜ道の小川とか何とか、いろいろなところにウナギもいなくなるわ、何も育たなくなるわという害毒もある。それで負傷もする、けがもする。死ぬ、自殺用に使つていふふうな、もう平気で農民側も使つてゐるわけですから、だから、そこを何かこれと関連させて、いじやないにびしやつとやつぱり毒物、劇物として、農薬であつて何であつて、取り締まらなければならぬものですかね。これなんかをいまだ分離してやつてゐるところの利点と欠点——利点があるならば、その利点は実はこういう利点があるという説明をしてもらつてけつこうです。それから、こういうふうな欠陥があるんだということがあつたらば、それらひとつ率直に聞かしておいてもらいた

い。これは農薬問題が出てくるところで、いつもひっかかってくるんです。

○政府委員(熊崎正夫君) 高野先生おっしゃるとおり、農薬取締法とそれから私のほうの毒劇取締法との関連性といふものは御指摘のとおりだと思ひます。ただ、農薬取締法自体は、その中に入っております毒物、劇物以外に、普通薬等も相当ある。したがって、普通薬のほうの規制も農薬取締法のほうではやらざるを得ないといふことで立法化されたものと私もは考へてゐるわけでございますが、その普通薬以外の、私のほうの法律と競合する毒物、劇物の農薬ですね、これにつきましては、農薬取締法のほうは、一応製造段階でのチェックというものは全然やっておらないわけでございます。農薬を製造するといふことで、それで、農薬のほうの製造をやる場合には、これは登録を受けなければ販売はできないといふことで、製造段階では農薬取締法のほうでは何らチェックの方法がない。したがって、一応農薬をつくりたいという製造業者は、まず農林省のほうに登録の申請をすまいります。その場合に、農林省のほうは、たしてその農薬といふものが、毒物、劇物取締法にいう毒物、劇物であるかどうかといふことを厚生省のほうに相談をすまいります。これは従来、事務的な連絡ははつきりいたしておりました。まず農林省に登録申請を出しました製造業者の申請が厚生省のほうに回つてまいりまして、この農薬はたして毒物、劇物取締法にいう毒物、劇物かどうかを審査してもらひたいといふことで、私どもに書類が回つ

てくるわけでございます。それで、私のほうがそれを審査いたしまして、これは毒物、劇物に該当するといふことになりまして、その書類は、結局農林省に出すと同時に、厚生省にもやはり製造業者の登録をやらなければならぬから、まず厚生省のほうの製造業者の登録をやりまして、それで製造に入りまして、それからあと、できたところで農林省のほうの製造業者の登録を受けるというふうな手続になるわけでございします。手続上はそういうことでございしますが、御指摘のように、確かに競合はございしますけれども、ただ、私どもはこういう考え方を持っております。いわゆる農薬取締法で規制する農薬の規制対象といふものは、これははたしてその農薬が、どれだけの農薬としての効果があるかどうかといふことが主体になっておるわけでございまして、私のほうの毒物、劇物取締法まじりのほうは、薬の効果といふことじやなしに、その毒物、劇物から起こります副作用といふものを主体にして見ておるわけでございします。したがって、毒物、劇物を使ひます農薬でありましても、実際に販売段階で出てまいりますものは、確かにその薬の中には毒が入つております。しかし、実際に製剤として売られる場合には、毒物、劇物取締法にいう何%以下の含有量というところで、除外されるというものが相当出てきておるわけでございまして、結局製造する場合には、業務上取り扱ひ者としての規制は製造業者は受けるでしようけれども、実際に販売される場合には毒物、劇物の対象にならない。中に毒が入つておりますが、しかし、三%とか四%ぐらいの中身しか

持つておらない製剤として売られるといふふうな形になって、それが農薬取締法で散布上の注意その他をやらなければならぬといふことで、農林省のほうの規制を受けるわけでございします。したがって、農薬取締法のほうでは、いわゆる防除業者といふものは、その農薬を散布する業者の規定までございまして、いわゆる散布上の注意と、それから薬効についての注意、そういうものを規制しておる法律であるといふふうに私もは理解いたしております。しかし、先生御指摘のように、確かに競合する面がございします。で、事務的には私もお互ひに協調してやっておるわけでございしますが、それでもつて私ども全部問題が解決しておるとは必ずしも思つておりません。御意見を尊重いたしまして、今後とも検討してまいりたいと思つております。

○高野一夫君 だいたいわかつてきたんですが、そうすると、効果があるかないかという点のこと、それから、農薬に使う使用の方法とか取り扱ひの方法とかいふ点について、特に厚生省よりは農林省の所管であるからといふことがおもしろい理由になりますか、それとも、所管争ひでもあるんじゃないのですか。

○政府委員(熊崎正夫君) 前段の先生のおっしゃるとおりでございまして、別に所管争ひは私どもはしておるということにはなっておりません。

○高野一夫君 あと一、二ではかの委員に譲りますが、先般の局長の説明にもあったのですが、今度のこの改正法と農薬取締法と競合するといふ点が出てくる。そうすると、取り扱ひ人とか製造する人とか、いろいろやはり不便が出てくると思ひ、出てくる点がありはしないか。二重に何か取り扱ひを受けるとか、二重に手続しなければならぬとかいふようなことが出てくるようなことはないですか。もしそういうことがあるならば、極力みんなの便宜をはかるためにそういうことのないように、双方で考へてやつてもらひなければいけないと思ひますが、なればけっこうです。

○政府委員(熊崎正夫君) 私どもも考へまして、従来とも、事務的な連絡は比較的円満に行なわれておりました。今度の改正でもつてそれがかえつてむしろかしくなるというようなことは考へておりません。また、政令段階でいろいろな廃棄の基準や何かをつくる場合にも、これは農林省ともよく相談をするといふことで、事前に両局長同士の話し合ひができておりました。比較的小規模に私は行われるのじやないかといふふうな考へております。

○高野一夫君 それじや最後に一点、大臣にひとつ伺ひたいのですが、いまの農薬問題ですけれども、いま局長のお話で、たとえば効果の判定とか使用方とかいふ農薬上の問題があるので、別に法律をつくつて農林省所管といふことでやる、それもわからぬでもないのですが、この効果の判定とか、あるいは使用方といふのは、そういう領域が工業部門であらうと農村であらうと何であらうと、そんなことは私はほとんど言うやうな問題じゃないのじやないか。だから、それは農薬の効果があるかないかを判定するのは同じ日本の中のと農林省へ頼んで、農林省がその判

定をしたつていいじやないですか。農事試験場にやらせればいい。その報告を厚生省がとつて、厚生省が、これは農薬としての効力があるのだという判定を下したつてかまわない。とにかくこういうような毒物、劇物といふようなものをできるだけ一括して同じところの行政に移すことが一番すっきりした形になるのじやないか。使用場面のいかん、効用の判定をする場所のいかんといふこともあるけれども、それはそれでみんなが連絡をしてあつちこつちの所管外の試験場でやつてもらつたりすればわかることなんだから、ほんとうの取り扱ひ、たとえば今度の毒劇物取締法とかいふようなものを中心にして、農薬であらうと何であらうと、私は、やるのが本筋じやないかと思ひます。これはいつもこの議論が出て、なぜ農薬だけが別個に離れてゐるのだといふことがいつも問題になつてくるのですね。いまわからぬでもないけれども、やはり考へてみると、一本の線にまとめるのがほんとうじやないか。厚生省のこゝろに毒劇物取締法をまゐり、そういう線に一本にまとめていく。そのほうが使うほうでも取り扱ひほうでも万全だし、めんどろくなくくていいんじゃないかと私は思ひます。が、これはなかなか両省にまたがつてやつかい問題とは思ひますけれども、特に大部分のこゝろに業務行政を担当されてゐる厚生大臣として、いま簡単にはいきましますまいけれども、将来のあり方としてかあるべきだ、いまのまゝのほうかやういふとお考へになるか、やはり一本のすつきりした線にまとめるべきだといふお考へをお持ちになるか、簡単にけつこうですか

ら、時間もありませんから、簡単にひとつ見解を伺っておきたい。

○国務大臣(小林武治君) 毒物、劇物というのは、これは一般法だ、したがって、いまのようなものは製造とか、あるいは販売とか、こういうようなものは、私は、やはり毒物、劇物法に入るのがいい。それで、農薬そのものは使用法があり、保管とか使用方法とか、あるいは保管とか使用方法というものは、これは農業に独自性があるからして、そういう先のほうの取り締まりは、私は農薬取締法でいいと思うが、もとのほうの毒そのものとしての製造とか販売とか、こういうようなものは、私はこの中へ入るのがほんとうじゃないか、こういうふうには私は思っております。したがって、そういう向きでこれから検討して、政府部内でひとつ話し合いをしよう、こういうふうには私は考えております。

○柳岡秋夫君 いまの農薬の問題に関連して、先般の委員会、農薬の事故が非常に多い。したがって、これに対する対策として厚生省としても十分なPRをしていきたい、こういうお話があったわけだ。ところが、いま質問を聞いてみると、そういう取り扱いは、あるいは散布の問題については農薬取締法のほうでやっておるの、この毒物、劇物取締法とは関係はないのだ、こういうふうには私は受け取っておるわけだが、そうしますと、先般の農薬に対する取り扱いはPRというものは厚生省の所管でなくて、農林省でやるということになりますか。その辺ちょっとお尋ねしておきたい。

○政府委員(熊崎正夫君) 農薬の被害

を防止するというPRの運動につきま

しては、これは農林省と私のほうと共管でやっております。やはり農薬という一つの薬に対する被害ということになりますと、毒物、劇物取り締まりの対象になるものが入ってまいりますので、お互いに相談をしてやる、こういうことになっております。ただ、御指摘のように、散布上の注意とか何とかにつきましても、これはやはり農林省所管でやっております。したがって、ただ、毒物、劇物へ入っております薬については十分な注意をしなければならぬということ、私もPRの一端を担当しておる次第でございます。

○柳岡秋夫君 そういふことであれば理解はできるわけですが、いま大臣も言われましたけれども、製造、販売等については、毒物、劇物取締法の中に入れて、そうして実際に取り扱うその場合に、田畑に散布する、そういうような場合には農薬取締法の中に入れて、こういうお話でございますが、しかし、いま御答弁がありましたように、やはり厚生省の仕事としての国民の保健衛生の立場から、当然これらの問題についても全く無関心ではいられないと思う。したがって、この点はいまもっと明確にしたいと思います。どちらにこの重点があるのかわからないような形で、お互いが責任のなすり合いをしておつては困ると思っております。そういう点をもう少し明確にしたい。たはうが、いいんじゃないか、こういうふうには思います。そこで、この取り扱いは、特に農林省に対するPRの予算というふうなものはどういうふうになつておりますか。

○政府委員(熊崎正夫君) 申しわけな

さいせんけれども、私のほうにはそういうPRの関係の予算は入っておりません。農林省のほうで予算を取つて、それでどういふPRをやるかという方法、たとえばどういふパンフレットをつくつたり、どういふ方法でやるかというところについては、お互いの相談の上でやっております。

○柳岡秋夫君 そういふことが、私は、やはりお互いどこに責任があるのか、この国民の保健衛生を守つていくという立場が非常にいいまいにたつていふところ、農林省のおそらくその取り扱いに対する取締法の内容は、作物にどの程度まいたらその作物を保護してその虫を殺すことができるかと、そういう生産面に対するそういう面が非常に重点になつておるんじゃないかと私は思ふ。したがって、その農薬による被害や人畜に及ぼすそういう面は、農林省の所管としては従前の立場に置かれておるんじゃないかと思ふ。

○藤田藤太郎君 先日、阿具根委員の質問に対して、水俣のあの被害については、いままでの法律では適用する法律がないのだというお話があった。それで、今度の法律改正でそれが取り締まれるということのようですが、どの条文に該当するわけですか。

○国務大臣(小林武治君) これは条文というよりも、流してはいかぬ、流したということは不法行為である、不法行為による損害賠償、こういう問題が当然起ると思ふ。藤田藤太郎君 いままでは大臣、できなかつたけれども、今度はできる。私はその話がおかしいと思ふので、第一、それは明確にひとつしていただきたい。

お話をまことにごもつともだと存じます。厚生省は、要するにその人の健康、あるいは生命、人体に対する問題を扱つておられて、農薬を使用するそのものの目的が農業のためであつて、その及ぼす影響が甚大でいふ問題になつておるわけでありまして、そういうようなことを前提としてひとつ考えていきたい、お話のようなこともひとつ十分考えていきたい、こういうふうに思つております。

○藤田藤太郎君 先日、阿具根委員の質問に対して、水俣のあの被害については、いままでの法律では適用する法律がないのだというお話があった。それで、今度の法律改正でそれが取り締まれるということのようですが、どの条文に該当するわけですか。

○国務大臣(小林武治君) これは条文というよりも、流してはいかぬ、流したということは不法行為である、不法行為による損害賠償、こういう問題が当然起ると思ふ。

○藤田藤太郎君 いままでは大臣、できなかつたけれども、今度はできる。私はその話がおかしいと思ふので、第一、それは明確にひとつしていただきたい。

○政府委員(熊崎正夫君) 従来の法律によりまして、たしかあの水俣の工場から出します廃液は、いろいろ議論がございましたけれども、水銀化合物を含有しておるというふうな大方の学者の御意見だつたというふうには私も記憶いたしておりますが、ただ、現在の法律でいいますと、水銀化合物が入つていふことになりまして、別表第一の中の四番目の「水銀化合物及びこ

れを含有する製剤」ということで毒物、劇物の取り締まりの規制の中にこの形なら入るわけでございます。ところが、製剤ではございませんで流出された場合には、これは水銀化合物が水か何かにか合されて、それで流出するわけでございますから、現行法上は規制の対象にはならなかつた、いわゆる製剤でございますから。ところが、今度の法律改正で、水銀につきましまして、原体を別表第一でお手元の資料の十五番目に入れております。

それから、もう一つは、先ほど高野先生の御質問にお答えいたしましたように、今度の規制では含有する物まで規制の対象にするということにいたしましたので、水銀自体でなくとも、水銀を含有する物で、それが一般公害に影響があるということになりますと、これを政令で指定をいたしました。それで排出のシビアの基準を新たに作りまして、その規制の対象になり、また、流出防止についての十分な措置を講じなければならぬという規制を受けるわけでございますので、その工場自体は業務上毒物、劇物を取り扱うものであるということになつて規制の対象になる、こういうふうには御解釈いただきたいと思ふ。

○藤田藤太郎君 それは何条ですか。

○政府委員(熊崎正夫君) 「含有する物」を新たに規制の対象にいたしました適用条文は十一條の第二項に入れております。

○藤田藤太郎君 その法律事項の問題で明確にするということですが、私は、水俣に行つて見ますと、やはりあの廃液で人畜に被害があるということ、向こうの土地の人はみんな言つてい

るわけですね。しかし、行政的にはあまいな形で終わってしまった。おぼろしい。私はそこを問題にしなければならぬのじゃないかと、こう思うのです。ですから、この第十一條の二項を明確にする以上は、水俣の、いま、もやもやとしていっている問題を、この法律ができたなら、もう一度新たに検討をして、あの公害被害を救済する、こういう行動をおとすことになるつもりですか。いまでも被害が続いている、私はそう思う。ですから、行政上の行動としてそれをおとりになるかどうか、新たに、それを聞いておきたい。

○政府委員(熊崎正夫君) 私どもの業務局の立場といたしましては、今度の改正によりまして適用される業務上取り扱っております各工場の規制というものには適及することができませんので、工場、事業場等で毒物、劇物を業務上取り扱っており、それを含有する物を外に流しておるといふような工場につきましては、今度の改正法律案が成立いたしました場合には、廃棄の基準——先ほど十一條と申しましたが、十五條にも入っております、廃棄の基準の中に、含有する物は、そういう新たな政令によりまして、従来のような被害を及ぼさないような措置を十分工場にとつてもらうというふうなことを考えておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 事態は続いているわけですからね。私のお尋ねしているのは、この法律ができたなら、事態をもう一度把握して問題の処理をされるかどうかというのを聞いています。ですから、いまの業務局長の御答弁ですと、水俣の問題を現地でもう一段解剖

して見て、その人畜の被害のないような措置がされるであろうということに期待するものですからお尋ねをされているわけですね。

○政府委員(熊崎正夫君) 先生のおっしゃる通りに、ある工場が今後そういう毒物、劇物を含有する物を流さないように厳重に規制をするということでもって、再びあいつ事故が起これないよう十分に注意をするということに私どもは考えてまいりたいと思っております。

○藤田藤太郎君 私の心配しているのは、いままでの法律には適用ないからというので、結局結論をつけずに終わってしまったという、事態は同じように進んでいる、このことを言っているわけですね。ですから、この法律ができたなら新たに分析検討して、そうして今後は一切そういう被害が起これないようにするということがこへ芽ばえてこなければ実際のいけないのじゃないか、こう思うわけですね。よろしいですか。

そこで、私は一つ二つお尋ねをしたのですが、さつき高野委員が取り上げておりましたが、工場の廃液というものと、それから空気中に発散する亜硫酸ガスとの関係というものは、これは人体の損傷を保護するためにも非常に重大な問題だと私は思うのです。ですから、一つの廃液といいますが、臭気の問題からいいますと、私はよく京都と東京間を往復しています。あれだけ密閉している国鉄の特急でも、あのパルプ会社の横を通ると鼻を押えんならぬほど列車の中においがする。私は、毒物とか劇物というのでないであらうけれども、ああいふことで

いいのかわからぬ。あれだけのものは何かの劇物、毒物によつて発散する臭気だと私は思うのです。しかし、こういうことはこの法律関係ではどうなりませうか。

○国務大臣(小林武治君) いまの公害防止のことは、前々からここで申し上げたように、煙を出すことと廃液を捨てることと、このことだけが一応いまで形ばかりの取り締まりになっておったが、騒音と臭気と振動というものはまだ公害としての取り締まりの中に入っていない、こういうことで、これは別個の問題として、ぜひひとつ何か規制をしなければならぬと、こういう考え方をいたしております。

いま申すように、臭気と騒音と振動、こういうものは公害として非常に大きく取り上げられてきております。そういう問題としてこのものとどこであるかどうかというところは別に関係なく、もとを規制する場合に、今度はそういうことまで問題になるかもしれないが、この出た現象をどういうふうに取り締まるかというところを、こういうことをいふ課題として検討しておるところでございます。

○藤田藤太郎君 よくわかりました。その点は公害の問題で、出た現象を取り締まらなければならない。それから、もう一つ亜硫酸ガスの問題も、スモッグというものは、ほりの被害と、それから煙の被害と、それから亜硫酸ガスの被害、これはこの前も少し議論をいたしましたから、私は、その議論はききうはいたしません、何とか厚生大臣に処置を講じてもらいたいと言っているのでありますが、あれほどの臭気が出るものは毒物、劇物から出るのではないのか、それと無関係だとは言切れないものを持っているのではないのか、こう思っている、だから、いまの公害としての処置をするという問題が一つ

ございます。これは重要な問題です。しかし、そういうものが出ないという根元を押える処置、それはこの法律にかかってくるのではないのか、私はそう思う。そういう意味でお尋ねしているのです。

○国務大臣(小林武治君) いまの問題は、臭気を取り締まるということになれば、臭気の源泉を絶つと、こういうことになりましよう。毒物であろうとなかろうが、臭気の出ないようになると押える、こういう問題が起きてくると思ひます。ただ、たとえ川崎方面で非常に臭気が出ておるが、どこから出たかわからぬというふうなことがいまままでに二、三ある。工場自体のどこに臭気の発生のもとがあるかというところが発見できなかったような場合が、いままで二、三度ぐらいあるのではありませんが、しかし、臭気という現象を押えるためには、臭気を発生するもとを押えるということになりますから、そういう公害防止の措置を講ずれば、そこまで当然さかのぼってやることになります。なお、まあ亜硫酸ガスの問題は、ここでもこの前も問題にされたのでありますが、東京等は亜硫酸ガスをむずかしく〇・二二%ということでありましたが、今度の四日市などはそういう規制ではだめだといふので、四月一日から施行したものはこれを特に引き上げて〇・一八、こういうところまで上げて、これ以上の亜硫酸ガスを出しつゝならぬということにいま取り締まりを始めております。

○藤田藤太郎君 それから、もう一つこれは事務的なことかもしれないけれども、登録の問題で、製造業は五年、販売業は二年ということになって

いるわけでは、製造業とか輸入業は厚生省、販売業については府県知事、これは今度法律改正にありまけんけれども、その関係はこれではないのかどうかということ。それで、ここで見ると、「製造所又は営業所」とに厚生大臣が、という条文が第四條にございます。営業所というのは販売業というのとは何を区別をして、そこらあたり改正案ではないけれども、疑問が起きてくるわけでございます。

それから、これに関連をして、たとえばさっきだれかが触れたと思ひますけれども、食料品にしたって、また皮革製品、ゴム製品、化学工業、出版にもいろいろ問題がある。たとえば一つの例をとると、ベンゾールのようなかっこのものが労働基準法の関係で規制をされている。そうすると、この劇物、薬物、との関係は、ああいふ現象面に対して規制をしているのと、毒物そのものの根元が、販売、営業、そこらにおいてはもう全然規制がない、現象面だけでやっているのか、そこらあたりを厚生省はこの法律によってどういう監督といいますか、そういうものをやっているのか、そこらあたりの行政上のお話を願ひたい。

○政府委員(熊崎正夫君) 先ほど先生御指摘の営業所といふのは、これは製造業者については事業所、それから、輸入業者については営業所といふふうな把握のしかたをいたしております。販売業とは全然別個でございますので、輸入業者については営業所といふことばを使っているわけでありませう。

それから、現象面の取り扱いをどのようにしているのかという御質問でございます。

ございますけれども、製造業、輸入業、販売業を問わず、私どものこういう業態に對する取り締まりの主体は、これは各都道府県に配置をされております毒物、劇物の監視員が、常時業務上の取り扱いを含めまして、販売業、製造業、輸入業の段階でそれぞれ監視をいたしているわけでありませう。

○藤田藤太郎君 ですから、販売業とか営業所で販売をすることに制限というものはなくて、そうして使うところに規制をして、現象面だけ労働省の安全衛生の面から規制をしているというようにいまなっているような気がする。そうすると、販売業のところでは幾ら売ってもいい、劇物を許可さえ持っておれば幾ら売ってもいい、だから、この劇物そのものの取り扱いについては規制があつても、それに人命尊重といふんです、そういう意味からの毒物の規制はこの法律ではやらない、こういうことになりませうか。

○政府委員(熊崎正夫君) 實際に販売する場合に、毒薬、劇薬のほうは十四歳未満の者には交付してはならないといふようなことで、毒薬、劇薬のほうの薬事法で規制いたしておりますけれども、毒物、劇物のほうでは、より以上に年齢を引き上げまして、十八歳未満の者には交付してはならないといふような規制は現行法でできております。それから、また、譲り受け渡しをするような場合にも記帳をはつきりするといふようなことで、数量その他全部各販売業者のほうにおいても明確につかむといふような形をやっております。必ずしも全然規制をしていないといふことではないわけでございますが、ただ、毒物、劇物の需要があつた場

合には、そういう記録を明確にすれば第三者に渡せる、こういうことになつてゐるわけでございます。ただ、取り扱い上、特定毒物だけにつきましては、より以上にシビアな規制をいたしているわけでございます。

○小平芳平君 前回の委員会で私が質問したことに対して御答弁願ひたい。

○政府委員(熊崎正夫君) 前回の小平先生御質問の中で、いわゆる農業としましてのPCPの事故につきましましては、昨年の農業取締法の改正によりまして指定農業制度というものができまして、その使用について農業団体、生産等の関係団体が協議して一定の規制が行なわれることになりましたので、PCPの使用による被害はかなり減少するといふふうに私も考えているわけでございます。

それから、第二点の、メッキ廃液が河川に投入される、流れ出る事故を防止するといふことにつきましては、今回の改正法案によりまして、これらのメッキ業者に対しては、業務開始の場合の届け出義務が課せられ、三十日以内に届け出をしなければならぬといふ義務が課せられ、また、その工場等におきまして毒物、劇物取り扱い責任者を設置しなければならぬといふ義務が新たに課せられることになりましたので、これらをさらに毒物、劇物及びこれらを含む物の廃棄、それから、施設の外への流出等についての防止義務も新たに加重されます。中身は相当改善されて、従来のような河川等に投入することによつて事故が起るということとは相当防止できるんじゃないか、こういうふうに私は私どもは考えているわけでございます。

【参議院】

○小平芳平君 その河川投入の問題はよくわかりましたが、この「事故の概要」という表がありますね。この「事故の概要」の、こういう事故が起るから今回の改正が必要なんだという趣旨で御提案だと思ふんです。ですから、この事故の中でも、輸送の途中、道路上で自動車から転落したとか、あるいは農業を飲んで自殺したとか、そういう点で今回の改正とは直接関係がないといふような事故もこの中にあると思ふんです。それから、また、今回の改正には直接関係がなくても、たとえば自殺の問題などは、睡眠薬遊びをやらせないような、あるいは販売業者のところで現状においてもチェックしているとか、そういうような事故もこの中にあると思ふんです。

そこで、私がお尋ねしたいことは、今回のこの改正があるから、いまのメッキの河川流出の問題はよくそれでわかります。それと同じように、こういう事故の中で、こういう点はこういう改正によつてこう防げるんだといふことをお尋ねしておるのです。

○政府委員(熊崎正夫君) お手元に差し上げております事故内容の発生年月日、毒物、劇物名の中をごらんいただきますと、先生御指摘のように、いろいろなものがあるわけでございますけれども、この中で、たとえば東京あたりをごらんになっていただきますと、相当シアン化合物の被害が、昭和三十八年度におきまして、東京、岡山、この辺ずっとほとんどシアン化合物が多いわけでございます。それから、神奈川、あるいは群馬等におきま

【参議院】

してはPCPの被害があるということでございます。やはり被害度の一歩高いものがシアン化合物であるといふことはよく取りたいだけと存存するのでございます。ただ、そのシアン化合物自体を規制するといふことだけでは、なかなかこういう被害の防止はできないわけでございますので、シアン化合物を含む物までやはり規制をしなければならぬということで、法律の改正の中にそれを入れ、それから、また、シアン化合物を取り扱つております業者は中小企業の業態が非常に多いし、そういうところなんかでは、毒物、劇物の監視員がその業態を正確にキャッチすることができない。したが

いまして、そういう業態につきましては業務開始のときに届け出をさせて、しかも、取り扱い責任者を置くといふことになりませう、どこでどういう業態があり、毒物、劇物の取り扱い責任者を置けば、その者にいろいろな注意ができる、場合によっては、何か事故がある場合には、その取り扱い責任者の交代を命ずることもできる、行政庁において、そういうことになりませうので、やはり従来にまさる非常に大きな被害の防止が期待できるのではないかと、いふふうに私も考えているわけでございます。ただ、まあ先ほど

けれども、毒物、劇物を含みました農薬等を飲んで自殺するといふふうな事故の防止の方法につきましては、これは先ほど柳岡先生がおっしゃられましたように、やはり農薬の被害といふもので、これをむちやな使い方をしては困るということで、一般国民の啓蒙運動を今後積極的に行つていくといふ以外

にきめ手はないわけでございますので、その辺も不十分でございましたので、今後ともひとつ積極的にやってみよう、こういうふうなふうに思っておりますのでございます。

○阿具根登君 一点だけ質問というか、意見というか、申し上げておきますが、まあ要は厚生省なり通産省なりの良心的な心がまえだと思ふのです。こういう法律案が通らなければ取り締まりはできぬ、こういうようなことをいつておられますけれども、一昨年、御承知のように、福岡県のある化学工場でPCPの問題で非常にくしゃみが出る、涙が出るという住民の訴えがあった。ところが、この法律案で見れば、これがなかったからできなかったのだというふうな解釈になるわけなんです。ところが、当時通産省は非常によくこれに対処しまして、現在行つてみれば、全然そういうことがないように、住民の方に聞いてみても、現在は全然そういうことがありません、これだつたら何ぼ工場を誘致してもらつてもけっこうです、こういうふうなやつておるわけなんです。だから法律にたよる前に、もっと良心的にそういうものができるものがあるのじゃないか、こういう点を強く考へるので、さつきPCPの問題が出ておつたようですが、そういう問題が近々こゝ、二年の間にそういう現実の問題が起つておる。たとえばこの間質問がありまして水俣の問題でも、現行法では取り締まれなかつたのだといわれるけれども、そうじゃなくて、実際はこれは会社の廃液だつたのだ、会社も相当の補償をしてきたし、現在は廃液者のほうの治療に専念しておるようですけれども、

も、だから、何かしらこの法律に逃げられるというふうな感じがするわけなんです。そうじゃないで、この種のやつはこの法律がなくても十分取り締まられる、私は、ほかの、たとえば通産省関係の法律とか何とかで取り締まられるやうな点で十分注意してもらいたいと思ふのと、今後そういう点で、これによつて完全に取り締まることのできるかどうか、その点をひとつだけお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(熊崎正夫君) 法律がなくともやらなければならぬ面は確かに先生御指摘のとおりでございます。先生御指摘されました北九州の工場等につきましては、公害問題につきましては、現地に担当の課長を派遣いたしまして、現地の工場長その他と十分懇談をいたしまして、それで工場の転換というふうなことで今後の被害の防止をいたしたわけでございますけれども、御指摘のように、こういう法律がなければ取り締まりはできないといふふうな私どもは必ずしも考へたくないのでございまして、しかし、何といつても、廃棄をしたり、あるいは流出をしたりする場合の基準を明確にする根拠規定というものを入れなければならぬ。先ほど藤田先生が御指摘になりましたように、従来の法律だけだと、毒物、劇物そのものの規制はできませんけれども、これを含有する物までの規制は、毒物の取締法の規制対象外だつたわけでございます。それが含有する物まで規制の対象になるというふうになりますと、水俣の工場の事件につきましても、含有する物についての流出防止の義務を怠り、ある

いは廃棄につきましてもの適正な廃棄をやつていなかったといふことで、含有する物自体の取り扱いが不適正だつたといふことで指摘ができるわけでございます。それから、その辺はやはり法律の根拠を明確にした上で、その上で私どもは一般公害を積極的に防止しようといふ努力をいたしたいと思ひます。ただ、なかなか事務行政の末端のほうで働いておられます方々は、十分人員充足も必ずしもできておられないような関係もございまして、これで全部が全部なくなるというふうには私どもは考へておりません。今後とも努力をいたしてまいりたいと思ひますが、その点ではひとつこの法律改正をされた上で、十分私ども今後積極的に努力をしてまいりたいと思つております。

○委員長(鈴木強君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。
これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御発言もないようであります。討論はないものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。
〔賛成者挙手〕
○委員長(鈴木強君) 挙手総員と認めます。よつて本案は、全会一致をもち

て、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
午後一時まで休憩いたします。
午後一時二分休憩
午後一時三十分開会
○委員長(鈴木強君) ただいまより再開いたします。
社会保障制度に関する調査を議題といたします。
質疑のある方は、順次御発言願ひます。
○柳岡秋夫君 国民休暇村の問題についてお伺いをしていきたいと思ふのですが、一般的な問題は後ほどやるとしまして、具体的に、千葉県の館山に国民休暇村が指定をされて、現在着々工事を急いでいるようでございます。これについての経過と申ししますか、いつ指定をして、現在どのように進行し、そして、いつ完成するのか、その辺の計画をひとつお伺いしたいと思ひます。
○政府委員(今村譲君) お答え申し上げます。国民休暇村という構想は三十六年の暮れから出たものであります。大体国立公園、あるいは国立公園の中のしかなるべき景勝の地といふことで、低廉な宿舎、まあいわば九百円とか九百五

十円とかいふ、要するに三けたぐらいのところでは若い人でも一般国民でも宿泊ができるというふうな低廉なもの、そのほかに、単に宿舎ばかりじゃありませんで、その周辺に運動施設、あるいはテニスコート、あるいは園路、園地、それから駐車場というふうな総合的な休養施設のグループをつくりたいといふので、三十六年の暮れからこの事業を進めておるわけでありまして、お尋ねの千葉県の館山のちよつと南のほう七、八キロになると思ひますけれども、見物海岸という海岸がございます。これは大津建設省、大蔵省の国有地で、若干民有地が入つておりますが、それを約十三ヘクタール、十三町歩ぐらゐを国立公園法にいう集団施設地区というふうにして、それを国民休暇村で、宿舎あるいは水泳場、あるいは駐車場というふうな園地というふうなものををつくり上げたいといふので、実態的には三十七年の初めからいろいろ計画をしておるわけでございます。現在におきましては、その見物海岸の一番館山市と反対側、遠いほうのはずれのほうにいま約二百人収容の建物をつくりたいといふことで、工事中でございます。これは県と市と御了承の上で始めたものであります。これが大体六月の末には完了するであろう、こういう目途で進んでおります。ただ、問題は、十三ヘクタールといふと非常に広い地域でございますので、そこをわれわれとしましては、あれもやりたいこれもやりたいといふいろいろ夢はございましてけれども、いまやつております構想物は大体一億円、これは財政投融資のほうでしていただくのでありますけれども、二

百人収容でやっておりますが、全体といたしましては四、五億程度のかつこの、いろんな國地も含めまして、設備をして、東京なり千葉なり、ヒンタランドから来るお客さん方にまあ千円以下くらいで泊まってもいい、こういう計画を示しております。

まあ以上のような、ただし、これは資金の関係もいろいろありまして、一気にこの数億というものをすぐ出せるわけにまいりませんので、相当の日時がかかるんじゃないかというふうに存じます。

○柳岡秋夫君 この国民休暇村を建設する目的といいますが、趣旨といいますが、これはもちろん国民のいわゆる休養を十分とってもらうためのいろんな施設をつくるという、そういうひとつの集団的な地域と、こういうふうに思うのですが、そういう基準といいますが、そういうものがあるわけですか、それをちょっと伺いたいのです。

○政府委員(今村譲君) これは端的に申し上げますと、たとえば東京周辺で人口一千万、あるいは千数百万ありまして、レクリエーションに対する需要が非常に大きい。ところが、地名を申し上げるのはどうかと思いますが、熱海、伊東でも行けるといふのは大体二千五百円、三千円というのが普通で、所によつては四、五千円というふうなこともありますので、一般の国民大衆に対して負担が非常に重くなる。何とか低廉なる方法で行けないものだろうかというので、料金を安くして、ひんぱんに利用していただけないかという意味で、厚生省の関係しております厚生年金の還元融資、それが年金福祉事業団

のほうにまいっておりますので、その中から年々三億とか五億とかというふうなものをもらつて、六分五厘、二十年償還ということになりますと、料金は非常に安い計算で間に合うのじゃないかというふうなところで、目的としましては、そういう国民大衆のいわゆる低廉な旅行が可能になる、レクリエーションが可能になるという点が一つ。

もう一つは、どうせつくりますなら、ただ宿泊屋が一軒という殺風景なものではどうにもしようがございませぬので、景色のいい所で、あまり雑音のない所で、しかも、前に庭があり、テニスコートがあり、水泳場がありというふうにして、老若男女が楽しめるというふうな総合的な一つの保健地域というものをつくりたい。しかも、これがあまり不便な所にあつては困る、こういうふうな方針で、しかも、それが国立公園、あるいは国定公園の中で選びたい、こういう三つの原則のようなどころで進めてきております。現在のところ、全部で十二カ所に手をつけておりまして、すでに一部分開業しておりますのは九カ所ございします。こういうふうな状況でございます。

○柳岡秋夫君 そういう休暇村建設の趣旨は非常にけっこうだと思ふのですが、この館山に海上自衛隊のヘリコプターの基地があります。この基地をいままでのヘリコプターと違つた機種を入れるために拡張したい、こういうことが最近現地の司令官から話があつたのでございしますが、これについて厚生省に防衛庁からそういう話があつたかどうか、その点をお伺いしたい。

○政府委員(今村譲君) これは防衛庁

のほうからはございせん。ただ、館山の市長さんが、そういう話があるんだが、どうしたらいいものだろうか、いまのような計画がどんなにきまると、沖ノ島地区というのは非常にやましくなるということが一つと、それから、これは無線操縦だそうでございしますので、もし事故でもあつて、子供がそこにくさんまいりますから、けががあつた場合には困るのじゃないか、厚生省もひとつその辺を考へてくれ、こういう申し入れは一月ほど先だつたと思ひますが、ございしました。

○柳岡秋夫君 防衛庁のほうにお伺いしたいわけですが、この館山の基地拡張はいつごろ計画をされ、そして、どういう計画になつておるのか、その辺を明かにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(志賀清二君) 館山の航空隊の基地の拡張は、これは昨年の予算を編成する際に、新しい機種を入れるというところから起りまして、滑走路を若干延長しなければいけぬという問題になつておるわけでありまして、そこで、その点につきましては、実は現地におきまして、たゞいまお話があるということをお聞きまして、これは担当の部長さんのほうにはまだ直接はお話をしてないわけですが、休養施設課のほうに私どもの部員が説明者を連れてまいりまして、いろいろ事情をお伺ひし、私どものほうの計画をこういうふうにかへていふというところをお話をいたしましたわけでありまして、具体的には両者の計画を全然分離して考へるということとはできないという事情もよくわかりましたので、その後、直接いろいろやつて

おりますが、計器によりまして進入するときは、現在定められております基準からまいりますと、いまの滑走路では足りないのではないかと問題があるというところでありまして、したがって、繰り返して申し上げます、新しいヘリコプターを入れることそれ自体のために別に延長する必要はございせん。しかし、その入れましたヘリコプターが十分悪天候の場合におきましても活動するためには、計器進入着陸方式というものが活用されますためには、滑走路の延長があるいは要るのではないかと、こういうことで現地のほうで考えた次第でございまして、先ほどおことばにありましたような無線操縦云々のヘリコプターというものはございせんし、それから、かりに滑走路が延長されませんでも、この飛行機そのものは、十分悪天候以外のときにおきましてはここで利用できるものでございします。これだけ補足させていただきます。

○政府委員(海原治君) ちょっと補足して。先ほど厚生省のほうから無線操縦といふことがございしました。それから、また、先生の御質問の中に、新しいヘリコプターを入れるために、こういうことがございしましたが、実はちょっと私どもの考へ方を御説明させていただきます。新しいヘリコプターを持つてまいりまして、これは御存じのように、回転翼でございしますから、ふだんにおきましては別に滑走路の延長は要らないわけでございます。ただ、この機種がよくなりまして、いわゆる全天候性能を持つてゐるわけですから、そこで、悪天候の場合に計器着陸をいたします場合には、いわゆるGCA進入といつてお

りますが、計器によりまして進入するときは、現在定められております基準からまいりますと、いまの滑走路では足りないのではないかと問題があるというところでありまして、したがって、繰り返して申し上げます、新しいヘリコプターを入れることそれ自体のために別に延長する必要はございせん。しかし、その入れましたヘリコプターが十分悪天候の場合におきましても活動するためには、計器進入着陸方式というものが活用されますためには、滑走路の延長があるいは要るのではないかと、こういうことで現地のほうで考えた次第でございまして、先ほどおことばにありましたような無線操縦云々のヘリコプターというものはございせんし、それから、かりに滑走路が延長されませんでも、この飛行機そのものは、十分悪天候以外のときにおきましてはここで利用できるものでございします。これだけ補足させていただきます。

○柳岡秋夫君 いずれにしても、まだ具体的な実施段階ではない、こういうお話でございしますが、予算上は、三十八年度の予算の中にこの基地拡張の経費が計上されているというふうなことを現地の司令官が言つておつたわけでございますが、三十八年度予算に入つてゐるわけですか。

○政府委員(志賀清二君) 拡張のため予算と申しますと、滑走路の整備の予算といふことかと思ひますが、まだ具体的に実施をどういう方向でやるということにはつきりしておりませんので、これは実施の計画としましてはまだできておらない。これは私どもの計画の予算といふのは、実は財政法の三

十四条の第二項でございませうか、それによりまして実施計画を予算成立後に大蔵大臣に承認をしてもらうてから実施をする、こういうふうなことになる。おきまして、普通の省の予算の執行のしかたと違っているわけでありませう。そういう意味におきまして、まだきまつておられない、こういうことに私どもも考えているわけでありませう。

○柳岡秋夫君 そうしますと、基地周辺の農地を次々に買取しているようですが、その買取する費用は一体何年度に計上されていきますか。

○政府委員(志賀清二君) これは、そういう予算を一応予算として取りまします場合には、はつきりわかっております。それは一応その名目でもらうわけでありませう。そして、実施がいろいろズレてまいります。ズレてまいりますので、その間に予算の実施上の計画というものが別にできてくる、こういうふうなことになるてまいります。そういうふうなことでありますので、本年度の予算のうち実施不可能になる部分も出てくるということもありませんし、前年度から繰り越した分の実施をやつてまた余裕の出るものもございませう。そういうのを全部総合しまして本年度の実施計画というものを逐次変えていってやるわけでありませう。そういうふうなやり方です。予算として、予算として、一応買取する場合に、たとえ土地を買収する場合に、その対象となるものを一応掲げて予算を取るわけでありませう。それが実施がズレる場合もありませう。また、それが実施不能になる場合もあるわけでありませう。そういうときに年度が変わってくるのでありますので、それらのものを

を総合しまして実施計画を変更するということをやっておるわけでありませう。

○柳岡秋夫君 そうすると、そういう土地の買取を進めておるといふことは、どういふ目的で進めておるのですか。この具体的な基地拡張の実施計画はまだまだきまつておられないと先ほど言われたのですが、しかし、周辺の土地はすでに地主と折衝をして買取をしたというところなんです。この買取をした目的は一体どういふところにあるのですか。

○政府委員(志賀清二君) これは、この前に買取いたしましたのは私どもの隣接地でありまして、これはいろいろ航空発着場と、そこを取得したほうが都合がいいと、相手方にもいろいろ制限がございませう。その付近にあるご自分の家とか何とかいふことで建物の制限があるといふことがありますので、そういう所はなかなか利用するのが非常に自由でないといふことと、わが方からいいますと、そういう所を取得していたほうが、むしろ安全性が確保になるというところもございませう。で、必要な範囲において買取をいたしたといふことはございませう。

○柳岡秋夫君 そうしますと、それは現在のいわゆる基地を使用するにあつて、隣接の土地を広げたほうがよろしいから買取をしたといふことであつて、新しい機種が入つて、そういう計器飛行をするためにどうしても滑走路を延ばさなくちゃならぬ、そのために広げなくちゃならぬのだと、こういうことではないと、こういうふうな確認してよろしいですか。

○政府委員(志賀清二君) 私どもの考

え方からいいますと、現在の問題といふことと、また、将来を見通しての問題から、当然にまたそういうことをさらによけいに必要な場合も出てくるというところもありまして、具体的に個々の場合でいいますと、現地の場合で一応必要だと認めて買ったと、こういうこととございませう。

○柳岡秋夫君 ちょっとあいまいではつきりしないのですが、結局計器飛行をするのに必要なため買ったといふのではないといふことは明言できないわけですね。そうすると、将来のことを考えて買ったんだといふことになつて、将来のことといふのは計器飛行も私は含まれると思うのですが、したがつて、土地買取をしたことは、計器飛行といふものを予想して買取をしたんだといふふうにも理解できるわけですね。けれども、その辺も少しはつきりしていただきたいと思います。

○政府委員(志賀清二君) 計器飛行そのものは、先ほど防衛局長から御説明がありましたように、好天時の飛行を容易にするといふ意味で非常に効果があるといふこととございまして、そのための必要な施設といふことは、必ずしもこの前の買取は、その目的だけで買ったといふことではないわけでありませう。現実には周辺にすぐくつておきまして、いろいろ制限も受けておる場所でありませう。それらの者の要望もありまして買うといふことになつたわけでありませう。

○柳岡秋夫君 現地司令官の言明で

こういうふうな私どもも伺つておるわけですが、そうしますと、いまの参事官の説明とはちよつと食い違つていような気がするわけですがね。

○政府委員(志賀清二君) ただいま予算を計上しておるといふふうなお話のありましたのは、これはGCAそのものの予算だと思つておるわけでありませう。これはこさいに三十九年度で予算を計上したしておきまして、二億四千五百万といふことになつておるわけでありませう。施設を買収する経費としての予算はそういうわけでは出ておらないわけでありませう。

○柳岡秋夫君 三十九年度の予算にいま二億四千万ですか、そういうことで計上されておるといふこととございませう。すでに三月からですか、このHSS2ヘリコプターがすでに館山に配置をされておる、こういうことは御存じですか。

○政府委員(海原治君) ただいま先生のおことばに配置といふことがございませう。したが、私の手元の資料によりますと、現在と申しまして四月十七日現在でございませう。この四月十七日現在の館山基地のヘリコプターとしましては、HSS1(1N)、S55、S55A、ベル47、こういう機種だけでございませう。ただ下総基地に救難用のHSS2といふものが配備してございませう。これがときおり館山に参りまして、あの付近の状況になるための訓練はいたしておきませう。これは下総におきましてHSS2といふのは、大体東京周辺におきましての航空救難の任務に当たりますので、それはこの付近の地形、地物、気象等に慣熟する必要があるとい

ますので、これが間々館山に参つておることをおしやるのではないと思ひますが、先ほど参事官からおっしゃいましたとおり、GCAの費用も国庫債務が二億四千五百万円とございませう。一応予定としましては四十年度の末に整備する、こういう計画でおる次第でございませう。

○柳岡秋夫君 館山への配置は四十年度の末、こういうことですか。

○政府委員(海原治君) 館山の配置は今年中に行なう予定でございませう。したが、いま、三十九年度末を過ぎますといふと、館山にはHSS2の五機が一応配置をいたすわけでありませう。しかし、このHSS2に全天候性がございませう。このためのGCA、いわゆる計器進入方式の能力を与えるための金が現実に具体化される予定の期日を四十年度末、こういうふうな考へておる次第でございませう。

○柳岡秋夫君 三十九年度の防衛庁の予算を見ますと、HSS2のヘリコプター購入は四機、こういうふうになつておるわけですが、そうすると、三十八年度、あるいは三十七年度ですでに購入しておるわけですか。五機配置といふことになりませうと、一機多いようですが。

○政府委員(海原治君) 詳細な資料を

○柳岡秋夫君 もう一つ予算の關係で、防衛庁予算の中で基地周辺特別補償事業費というものがありませんか、たとえば道路の整備の問題その他あるわけですが、この予算の中には館山基地に關係するものはありますか。

○政府委員(志賀清二君) 基地整備費の中には、一応私も館山としての分は考えておりません。

○柳岡秋夫君 現在の使っておるヘリコプターと、今度新しく配置をされるヘリコプターとは、騒音はどういうふうに違いますか。

○政府委員(志賀清二君) 正確なことは、今度の配置の飛行機について、データのまだ私も聞いておりませんが、実際に言えますことは、片方のレシプロ式の分は爆音で相当うるさく耳に感ずるということですが、今度の分はタービン式でございまして、音がそう爆音のようなうるさい音ではないということでございます。一般にわれわれ乗りましたときでも、今度のヘリのほうが静かであるという感じを受けるわけがあります。

○柳岡秋夫君 この計器飛行をするにあたって、いろいろ基地周辺に与える影響というものがあつたわけですが、そういう影響をどのように防衛庁として判断をし、そして、また、それらの問題についてどういうふうな解決をしていこう、こういうことについてお伺いしておきたいのです。

○政府委員(志賀清二君) 騒音の問題は、御承知のとおり、最近特にやかましく言われておるわけでありまして、私もその点については、周辺対策と申しますか、そういうものをどうしたらいいかということを検討中でございます。

いますが、さしあたってわれわれのいたしておりますのは、非常に高音で頻度の多いところには、学校、教育施設、その他病院等に防音工事をやるということをしていまして、おるわけでありまして、さらにこの計画を進めてまいりまして、まあできればもっと範囲を広げたいという希望を持っておりますが、現在のところにおきましては、学校の防音及び病院の防音というものの処置未済の分がまだ相当ございまして、それらのものをどういうふうな早期に消化するかというところの関連で新しい種目を広げることの問題は検討しなければならぬという段階になっておりました、目下私も事務的に検討を進めておりますし、また、基地対策協議会というものが関係各省の集まりでございますが、そこにおいても議題となつておりました。まあ近々のうちにまたその会議が開かれて、防衛庁としてどういうふうな措置をしていくかというところを検討したい、こう考えておるわけでありまして、具体的にどういふわけでございますか、目下実施中というものは学校と病院の防音ということが主でございます。あと具体的に各基地ごとにいろいろ要望を私ども承つておるわけでありまして、個人の住宅における睡眠が不十分になるとか、あるいは病人に非常に支障があるとか、何か集団的な休養施設のようなものをつくつてくれないかとか、いろいろ要望もございまして、それらの問題をどうしたらいいかということを関係各省とよく相談をしていきたい、こう考えておるわけでありまして。

○柳岡秋夫君 先ほど、厚生省が、三十七年に館山にすでに休暇村の指定を行なつて、宿舎もことしの七月ごろで、完成をする、こういう段階にきておるといふことが説明されたわけですが、そういう三十七年にすでに国民休暇村というものが指定をされておるといふことは、この計画をつくるにあつて御承知であつたわけですか。

○政府委員(志賀清二君) 私どもが館山に入りましたのは二十八年でございまして、その後休暇村の措置ができてきたわけでございます。で、私どももそういう事情があるということとはあつて知りました、拡張をするに際しては、やはりそれらの点との調整をはからなければならぬということとは十分考えておりました、こういう点について、厚生省なり、あるいは地元なりともよく相談の上で、できるだけ調和をはかつてやつてまいりたい、こう考えておるわけでありまして。

○柳岡秋夫君 それはいままではやつておらないのですけれども、これからやつていくというところに私は理解せざるを得ないのです。というのは、先ほど国立公園部長の話では、防衛庁からそういうような話はまだない。しかし、参事官のほうでは、一部の課長には一応話をしてあると言われますけれども、しかし、正式な防衛庁からの話というのか、省と省との間の話にはなつていないのじゃないかというふうに私は思うのですが、そういう中で、現地司令官がつかつてというところと語弊がありますが、けれども、どんな地元の者に対しての説得をいたしておるといふことを私ども把握しておりますが、これは私は行き過ぎではないか、こういうふうに思うのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(海原治君) 先ほど来申し上げておりますこととおわかりいただけるかと思いますが、私どもは、古くヘリコプターを新しいものに置きかえていきたい、こういう気持ちからともとは出ておるわけでありまして、それで館山におきましてヘリコプターは、いろいろの機会に地元の方のお役に立つていくこともございまして、やはり計器進入方式ということも、先ほど申し上げましたような新しいHSS2というものは全天候の性能を持つておりますから、百パーセントに性能を生かすためには当然そういうものがあつた、こう考えるのは当然と思つておりましたが、そこで、こういう飛行機を入れるにつきましては、やはりフルに悪天候の場合にも飛べるといふ態勢に置いたほうが、場合によつては地元の方のお役に立つのではないかと、こういう気持ちになります。と、地元の御態度をいたしましては、できるだけそういう方向で努力したいということ、計画そのものについては、先ほど申し上げておりましたように、GCAの整備というものは四十年の末になるわけでありまして、したがいまし、この年度の間に地元の方の御了解を得られればそういう方向で措置していききたい、こういうことから司令官が関係のほうのいろいろ御意見を伺つて、これは私ども第一線の部長としては当然そうあるべきだ、こう考えております。ただ、その際に、いろいろと防衛庁の目的と申しますか、任務と申しますか、そういうことにつきまして十分お打ち合わせできないで、ある程度地元の方に、非常なやかましいものがくるのではないかと、危険なものがあるのではないかと、こういうような御不安を与えまして、その結果いろいろと地元の方と司令との間に数回意見が行なわれたということも私も承知をいたしております。したがいまして、今後の方針をいたしましては、なるべく私どもは地元の方の御了解、あるいは先ほど来お話に出ておりますような政府としての計画、こういうものとの調整がつきますれば、やはり拡張したいと思つております。しかし、もしそれがどうしてもできないという場合には、GCA能力というものはあきらめましてHSS2というものは通常の天候の場合のみ使用するというところで置いていたしたい、こういう考え方を持っております。さらにわれわれも一歩踏み込んでみますと、ヘリコプターがGCA、いわゆる計器進入方式で入ります場合の安全値の計算につきましては、現在航空局のほうに基準がございせん。ありますものは一般の固定翼のものについてのものがあるわけでありまして、固定翼についての基準がそのまゝ何らの変更なしにヘリコプターについても適用されるかどうかというところについて一つの問題がございまして、従来はこの固定翼についての基準が適用されて、計器進入方式を実施するにすればこれだけのスペースが要するのだということになっておりますが、私、この問題が起りましたので、自分個人的にいろいろ調べてみますと、その基準がないところは何らかの今後の検討をする道があるのではないかと、こういう感じを持っております。したがいまして、もしもこのヘリコプターの、まあ御存じのように、一般の

ように固定翼の飛行機と違ひますか

ら、ホバリングの能力を持っておりませんが、GCAで入ります場合にも、いまのような基準でなく、もう少しゆるやかな条件が可能であるならば、あるいは場合によっては拡張ということも要らなくなるのじゃないか、こういう感じがございします。どうしても拡張はせねばならず、その場合に、地元の方、あるいは関係政府機関の御了解が得られないという場合になれば、私どもはHSS2の配備は別でございしますが、このGCAによる飛行能力というものはあきらめると、こういうことで今後処置してまいりたい、こういうふうに考えております。

○政府委員(今村謙吉) ちょっとただいま私から申し上げましたことで非常に不正確な発言がございましたので、訂正をお願いしたいと思いましたが、私がさっき申し上げましたように、館山市の南西でありますか、約五キロの所に見物海岸という所がございまして、これは大体二キロ半ぐらいの長細い土地でございします。そこを指定いたしておりますのは、現在のところはそこだけでございします。将来、沖ノ島が、県のほうから申請があれば、島で船遊びができるいい所なので、いまの段階としましては、拡張して指定をしようかという下相談があるにすぎない。そしてそれは厚生省としてはまだ指定しておらない。もちろん国定公園の中には入っておりますけれども、いわゆる休暇村の予定地の中には入っていない。県から申請があれば、将来それを入れたというところで、現在はそれを大蔵省の主管の土地でありまして、形式上からいいますと厚生省の所管に入っていないと、こういうふうなかつこうに

なっておりますので、その点、さつき沖ノ島を含めまして指定済みというふうなことは間違えて申し上げましたが、そこを御訂正申し上げたいと思ひます。

○柳岡秋夫君 いまの国立公園部長のお話はおかしいですよ、それは。ちゃんと「国民休暇村の概要」という中に沖ノ島の地図がありまして、沖ノ島に、宿舎から売店から植物園から、全部入っているのです。この計画がもうすでに立っているのですから、あそこが国民休暇村の地域に入らないというのはちよつとおかしいと思うのです。やはり入れた中で計画を立てて、そして現在工事を進めていくというので、私も現地に行つて見てきているのですから、これは間違いないと思ひます。それはまたあとで伺ひします。

次に、水産庁のほうにお伺ひします。この館山の漁港の問題、あるいは館山におけるあぐり、いけすの養殖が非常に盛んになっておるわけです。こういう水産事業の立場から基地拡張というものがどういふふうにとらえられておるか、もしおわかりならばお知らせ願ひたいと思ひます。

○説明員(三浦善郎君) 水産庁のほうの側からいたしましては、沿岸の漁業につきましましては、沿岸漁業構造改善事業というのをやっております。それで、この館山の地区につきましましては、千葉県はすでに三十六年からその計画を立てまして、その千葉県の構造改善計画の中の一部分といたしまして、館山の周辺の地区についても、その一連の計画の中で事業が考えられておるわけでございます。それで、具体的に館山地区の近傍には船形地区というのもございますし、それから館山地区と

いうのもございまして、それから少し南に参りまして香地区というのもございます。それぞれたとえば船形地区は、これは漁業を主体にして、将来漁業をやっていくのだというふうなことになるわけでございますし、それから、館山地区につきましましては、これは小型の底びきですとか、あるいはサバの船釣りですとかいふたような、わりあい小さい漁業を主体にした漁業とか、あるいは小型定置底びき網といったような漁業を主体にして構造改善事業を進めております。それから、さらに香地区といったような地区につきましましては、大型定置、あるいは小型定置といったような漁業を主体にして構造改善事業を進めていくというふうなことを現在考えて事業を行なっております。

それで、ただいまお話の自衛隊のヘリコプターの基地を拡張する問題との関係ということにつきましては、実は現在までのところ、県庁のほうからまだまだ正式に話を伺つておらないような状況でございします。それで、先ほど少し電話でもって連絡して聞いてみましたところでは、ごく最近において地元のほうでいろいろと考えてもらいたい問題があるのだというふうなことを申しておるといったような段階だそうでございます。それで、まあ私のほうといたしましては、現在行なっております沿岸漁業構造改善事業の仕事がなるべく支障がないようにこれが実施できるというふうになることが望ましいということを考えておりますので、それと何らかの意味で関係が出てくるか出てこないか、これは現在ちよつとわかりかねるわけでございますが、県のほうで具体的な現地の事情をなおよく検討していただきまして、その上でまた

県のほうの改善計画が支障なく実行できるように検討を進めてもらいたい、こういうふうなことを考えております。

○柳岡秋夫君 館山のえさイワシというのは全国でも一番優秀だといわれているわけですね。これは現在鹿児島湾と館山湾と二つ最も古いイワシ場としてあるわけでございますが、この館山でとれるイワシというのは東京湾を周遊しているイワシでありまして、非常に耐久力がよくて、大体全国のカツオ、マグロ船というのは全部館山湾に入りまして、そうしてそこでえさを買つて遠洋漁業に出て行く、こういうのが現在の状態です。したがって、非常に大型漁船が出入りをするということが一つであります。もう一つは極洋基地として、現在、極洋捕鯨の船が極洋に行く間あそこ停泊しておりました。したがって、そういう大型の船がやはり入つておる、こういう状態です。それが同時に、今回の基地拡張によつて港が非常に利用が阻害をされるという実態が私は感じられるわけなんです。と申しますのは、現在その基地のそばに鷹ノ島という島がございします。その島がしけの場合には、ある程度防波堤的な役目を果たしております。湾内に避難をする船が非常に安全を保たれているわけです。ところが、今度のGCA侵入によりまして、その島がじゃまになるということで、この島を削るという計画が出てきているわけですが、そうしますと、当然港に対する避難港としての役割りが削減をされるということ、それから、大型漁船が入るといふことによつてマストの高い船が入るわけですが、マストが高いの

は、いわゆるGCAの関係でぐあいが悪いと、こういうことがいわれておるわけですが、そういう面でもつ水産庁としても十分検討していただいてこれに対処をしていただきたいということをお願いしておきます。

そこで、防衛庁のほうに再度お尋ねするのですが、そういういま申し上げましたような漁業に対する影響、それから、国民休暇村というものが基地拡張によつて鷹ノ島、沖ノ島に大きな影響を与えて、実質的にこの休暇村としての意義が非常に薄れてくる。こういう観点から、この基地拡張は、十分各省と話し合いをするというよりも、私は、この際取りやめて、そうしてGCA飛行はやらぬ、新しい機種を入れるというところは、これはいま局長の言われたような形でいまでもやっておるということであれば、私はその点は問題ないかと思ひますけれども、しかし、GCA飛行をするために基地拡張をするということは、いま申し上げましたような休暇村に対する問題、あるいは漁業に対する問題というものが起きてくるわけですから、こういう点で、この際計画を変更していく、こういうことが必要ではないか、こういうふうに思うのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(海原治君) 私どももいたしましては、先ほど申し上げたところと同じ趣旨になるわけでございますが、現在の一応の事務的な判断では、やはり滑走路を延長しなければGCAによる飛行ができないという前提に立っておるわけですね。しかし、これについてはなお検討の余地があるんだということを先ほど一応申し上げたわけ

す。これは私どもと航空局との間の関係でございます。で、先ほど申しましたように、ヘリコプター専用の飛行場というものが従来ございませんので、例の国際機関でございますICCOにおきまして、ヘリコプターのための計器進入方式のための基準というものが特別にできておりません。したがって、固定翼についての基準がそのまま適用されますが、ちょっとその辺にまだ問題の解決の余地があるのではないかと、この点は残っております。でございますが、御存じのように、計器進入で入ってまいりますのと普通の固定翼が入ってまいりますのと、だいぶ機相が違いますが、したがって、GCAの着陸方式について現在私どもが今まで考えておりました基準というもの、まず絶対的なものかどうか、この点についてはもう一度検討したいと思っております。

次に、第二の点といたしましては、ここに置きますヘリコプターが、先ほど申ししておりますように、悪天候の場合に役に立つものでございますから、これも従来の各地に配備いたしましたヘリコプターの使用実績から見えますと、そういう悪天候のときのいわゆる災害派遣、救難関係には非常に役に立つわけでございます。したがって、その役に立つというのを押し売りするわけでございせんが、その役に立つ点は何とか生かすべきではないかと考えてもございせん。しかし、そのために、いまも御指摘になりました鷹ノ島地区とか沖ノ島地区とかいふものの拡張ということ、どうしても各関係省の御了解を得られないということであるならば、こ

れは強行する手段がございせん。したがって、その場合には先ほど申しました拡張ということはあきらめまして、HSS2をそのまま配備する。ただし、その場合には全天候の応用がきかない、こういうことになるわけでありまして、この際、もう一切基地拡張をあきらめると、こういう御趣旨のお話でございますが、いましばらく、まだ時間的に余裕がございまして、したがって、十分関係機関とも相談をいたしまして、何とか地元の御納得を得まして、私どもの希望がかなえられるような方向で解決の道を見出したい、このように考える次第でございまして、何とぞひとつその趣旨を御了承願いたい、こう考えております。

○柳岡秋夫君 地元の市当局におきましてはこの問題を重視をいたしております。国民休暇村が指定をされたというところから、一大観光事業として、この基地周辺に観光道路というものをずっとつくりまして、そして沖ノ島を十分に利用させる、こういうこと。さらに、また、見物海岸から白浜に至る観光道路をつくって、国民大衆の皆さんに十分な休養をしておられるわけ。したがって、もしこれもGCAの拡張がなされることになると、この観光計画が一切御破算になってしまふというところが一つあります。さらに、また、昭和二十八年にこの基地がここに設けられた際に、市当局は、条件として、この基地が本県の水産振興、あるいは観光事業、そういうものに支障をきたさない、こういう立場でここに基地の建設を承認をしておられるわけ。ところが、現在のこの上のはうの皆

さん方の意見にかかわらず、現場の現司令官は着々とその基地拡張のために奔走しておる、こういうことで非常に問題になっておられるわけ。したがって、私は、その防衛庁のいわゆる自衛隊の任務というものが知っております。また、ヘリコプターが非常に三宅島の遭難の場合とか、あるいは海上の遭難の場合に活躍をしておることも知っております。しかし、それからいって、そういうものと、それから国民大衆の平和な一日のいこいを保護してやるといふような立場とどちらが一体大事なのかというのをひとつ考えてもらいたいと思っております。平和憲法の中において、一体どちらに重点を置いたほうがいいのかどうか。これはひとつ政務次官のお考えをお聞きしたいのですが、そういういわゆる自衛のた

めの——これは盛んに現司令官は、現在のヘリコプターは海上の遭難者を何人助けたとか、三宅島の爆発のときにどれだけ活躍したとか、そのことばかり言っている。それで、現在自衛隊が、いわゆる潜水艦攻撃の対潜戦略と申しますか何か知りませんが、そういう方向に日本の自衛隊が動いている中で、やはり館山におけるこのヘリコプターの任務というものは、私は、そういう遭難救助にあるのではなくて、実際に東京湾に侵入してくる敵の潜水艦に対するやはり大きな武器と申しますか、そういう役割りのほうが本来の私は使命じゃないかと思うのです。そうしますと、現在の平和憲法の立場からいっても、私は、国民大衆のほうの立場に立つてこの基地拡張という問題を処理していくということが必要ではないかというふうに思うのですが、そう

いう点、政務次官どうですか。

○政府委員(砂原格君) お説のように、おのおのの持ち前でありましてその立場立場によって国民のことを判断をせなければならぬと思うのです。厚生行政をあげる者の立場から申しますれば、国民の健康と国民のいこいの場所というような問題については、真剣に取組んでいかなければいけない。しかし、一面、いわゆる国防上の問題については、これは所管外でございまして、いいかといったら、やはり国防という問題も決してゆるがせにすべきものではないと思っております。ただ、私は、今日の日本の立場というものは、戦争は放棄しております国民でありまして、あらゆる戦略的なことのみには防衛庁のほうで判断をしながらやるのではなくて、やはり国民の被害の場合、災難を受けた場合等においては防衛庁の活動というものにも非常な私は大きな期待を持たなければならぬ。それはやはり人数は多量ではないけれども、そういう人には特段の配慮をしていかなければならぬというように思われます。特に所管の国民休暇村等については、私のほうはあらゆる努力をいたしまして、国民の皆さんに御満足でもらえるような方法に努力をしていきたいと考えております。

○柳岡秋夫君 競合した場合にどちらをとるかということをお願いしたわけでございます。また、どちらでも、任務からいけばいま言われたようなことがあるかと私は思います。しかし、これができるといふことによって休暇村の建設にや

はり大きな支障を来たすということとは間違いないと思っております。この点はおそらく担当の公園部長も認められると思うのです。現地視察をされたかどうか知りませんが、私も、私も現地視察をいたしまして、あの沖ノ島から見物海岸というのは非常に浅いのです。したがって、将来の展望を考えると、私はGCAのための基地拡張だけではなく、将来はおそらく全部海面を埋め立てて一大基地にするという構想も私は出てくる可能性が非常にあるということを考えてざるを得ないわけ。しかも、現在この国民大衆の、特に東京都における労働者をはじめとした国民大衆が、一日の休養をするという場所は、日帰りなり一晩泊まりの場合には伊豆あるいは箱根、あるいはまた北のほうへ行けば日光というように形もありますが、いずれもそういう所はもうあきられてきたというか、料金も高い、非常にマンネリ化してきたと思うのです。ところが、これからこの千葉県のあの房総から銚子のほうにかけての九十九里沿岸というのは、これは日本の中でも非常に風光明媚と申しますか、景色のよい所でございます。温泉こそ出ませんけれども、いま着々と団地族が千葉県に大きくできてきている中で、これらの労働者が一日のいこいをそういう所に求めるといふことは、今後非常に多くなってくると思うのです。また、千葉県の開発の中にもそういう構想も私は十分にうかがわれるわけでございます。したがって、そういう中でそれらを阻害するような基地の拡張というものが私はあつてはならない。この際、厚生大臣はおやりませんが、ひとつ厚生大臣から十分

防衛庁長官のほうに異議を申し入れをしていただいて、この拡張はぜひやめていただくということを、国民大衆の健康を守る、休養を守るという立場から、強くお願いしておきたいと思ひます。また、農林省におきましても、これは沿岸漁業振興法などをつくったわけですから、当然漁業労働者を守り、また、遠洋漁業というものも、今後日本の漁業の中では非常に大切な事業でございまして、そういう面からも館山の漁港というのは非常に価値の大きいところでございまして、そのことが基地拡張によつてまた妨げられるというのでは困りますから、これはひとつ十分関係各省で御相談をしていただいて、そしてあくまでも地元の意見に従つて処理をされるよう、強く私は要望しておきたいと思ひます。あまり長くなりますから以上でやめますけれども、ひとつ大臣がおきませんから、政務次官ひとつ決意のほどを聞かせてください。

○政府委員(砂原格君) 先ほども公園部長から申しておりますとおり、国民休暇村の指定の場所の問題につきましては、まだ沖ノ島のほうの分は構想図を、将来こういうことをやればいいかなという程度の構想図は書いたことはあるのですが、まだ指定にはなつておらないわけでございます。この点は一応御了解をいただきたいと思ひます。さらに、先ほどの御意見につきましては、十分各省が連絡をとりながら、御意見を十分検討いたしたいと考えております。なお、国民休暇村の指定をしてあります場所につきましては、まだ相当の期間が現在の予算ではかかるようでございますが、これもで

きるだけひとつ早くこれを仕上げまして、大衆のために供したいと考えております。

○柳岡秋夫君 館山の問題につきましては以上で終わりますが、休暇村というもののについては休暇村協会というのがありますか。この協会はどのような位置を占めておりますか。位置というのか、法的にどういうふうになつておるのか、その辺を。

○政府委員(今村謙君) これは一番最初昭和三十五年だつたと思ひますが、厚生省の中で、国立公園行政で自然保護、景観保護行政だけでは、いわゆる全然自然保護ばかりやつておつたのでは、増大する国民の需要にはとても追いつけない、どうせ利用施設が要るのだというふうな問題で、むしろ国民大衆のレクリエーション地における非常な需要を、しかも、低廉な受け入れ態勢をつくらなければいかぬという議論が三十四、五年ごろから非常に強くなりまして、それは、ちよつと前段に入りまして、それは、三十三年から三十四年、三十五年ごろから、市町村なり都道府県が、どうせ二千五百円、三千円というふうに取り入れる旅費ばかりでは困るので、何か財政投融資をもらつて、市町村直営の七、八百円、五、六百円ぐらいで泊まれるような宿舎事業をやらぬと、どんどん押しかけるわ、泊まるどころはないわというのでは困るというので、三十三年から国民宿舎、これは各県にございまして、そういうふうなものを始めたわけでございます。これは還元融資のほうからの財源でございまして、けれども、それで現在は全国で百二十七カ所、三十三年から財政投融資の総投入額は三

十四億九千八百万、約三十五億円というふうなところで、年間にその国民宿舎というものは二百万人ぐらゐ泊まつておる、大体若い人でございまして、そういうふうな動きで今日まできておるわけでございますが、それと同時に、それはいづれも単独の小さな、せいぜい多くて百人収容ぐらゐの、一軒ぼつんと建つだけである。やるならば、それにテニスコートなり、何か運動場もつけたり、大規模な総合的なレクリエーション施設であつて、家族連れで一日、二日低廉で十分休めるといふような施設を何かつくらなければならぬ。そうしないと、レジャー・ブームで需要は多くなるわ、普通の旅館ではとても高いわということでは、厚生省としてもレクリエーション行政に何もしていないということになるのではないかと、最初には県にやらせるとかどこにやらせるかというふうな議論がいろいろございまして、ただ、これのしかるべき委託経営みたいなことになりまして、変なふうには、財政投融資は入れたが、二千円、三千円というふうなやつになつても困るというので、最初は特殊法人にしまして、政府の監督のもとに置いて、そういうふうな全国のしかるべき所に、三十ぐらゐりつばなものををつくる。しかも、少なくとも三けたぐらゐで泊まれるというものををつくらうじゃないかというところでございまして、特殊法人となりまして、出資金とかいろいろな関係がございまして、立法問題とか、相当むづかしいなり、あるいは機械的に運営ができないというところがございます。現在では国民休暇村協会というものが三十六年の十二月十五日だ

と思ひますが、民法法人、民法三十四条の財団法人で国民休暇村協会というものををつくりまして、それからしかるべき県の知事さんなんかも理事に入つてもらひまして、まあそういう民法法人として出発しておる、こういうことでございます。

○柳岡秋夫君 この協会に対する補助といひますか、協会運営の経費は一体どこから出ているのですか。

○政府委員(今村謙君) それは三十六年の十二月に発足しまして、国は三十六年度二千万円、それから三十七年度は三千万円、三十八年度におきましては四千万円、合計九千万円一般会計から休暇村協会補助として補助金が出ております。

それから、休暇村は現在十二カ所あると申しましたが、それぞれ県のほうでしかるべくどうしてもつくつてくれというところの知事さん、あるいは県が休暇村協会への参加といひますか、知事さんが理事になるわけですか。そのときに休暇村協会の分担金ということ、一方所きまれば一千万円、どうせ建設投資をしましても、実は二年ぐらゐい店を開くにはかかるわけでございます。そういう意味で県から一千万円ずつというのでいままでやつてまいりました。ただし、休暇村全体としまして、建設追加投資が相当いろいろ要りますし、それから、また、PRその他やなんかで不十分でありますので、賃金が本部経費とかその他については、何とか苦しい経営をやつておりますけれども、これが来々、再来年になりますと、いま手をつけておりますのがほとんど開業する。それで、いま八百円とか九百円でありましても、そう

いうふうなもので資金の回転がつくというので、三十九年度の予算におきましては、国庫補助も三年間に九千万円もらつておるのだから、いまさらいつまでもぶら下つておるわけにはいかなないので、厚生省といたしましては追加予算はいたさない、あとは自前でい、こういうふうなやつになつております。

○柳岡秋夫君 三十九年度は自前でい、こういうことになりまして、当然宿舎に泊まる宿泊料なり、あるいはその他の施設の使用料というものは、私は、しわ寄せされてくるのではないかと、こういうふうな思ひますが、この点は時間がありませんから、また後にやるといたしまして、ひとつこの協会の定款、あるいは役員名簿というのか、そういうのをひとつこの次までに出していただきたい、お願いしておきます。

○政府委員(今村謙君) わかりました。

○委員長(鈴木強君) 他に御発言もなければ、本件に関する質疑は、本日のところはこの程度でとめておきます。本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十三分散会

四月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(中村順造君外四名発議)

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十一年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

原子爆弾被爆者援護法

目次中「第三章 医療（第七条―第十四条の八）」を「第三章 医療等（第七条―第十四条の十一）」に、「第四章 原子爆弾被爆者医療審議会（第十五条―第十七条）」を「第四章 原子爆弾被爆者援護審議会及び原子爆弾被爆者相談所（第十五条―第十七条の二）」に改める。

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者が今なお置かれていた心身上の特別の状態にかんがみ、国が、被爆者について、健康診断、医療の給付並びに健康手当、医療手当及び弔慰料の支給等の援護を行なうことにより、被爆者の福祉に資することを目的とする。

第三章の章名中「医療」を「医療等」に改める。

第八条第二項、第九条第五項及び第十一条第二項中「原子爆弾被爆者医療審議会」を「原子爆弾被爆者援護審議会」に改める。

第十四条の八中「二千元」を「五千元」に改め、「ことが出来る」を「能う」に改め、「ことが出来る」を「能う」に改め、第十四条の八の次に次の三条を加える。

（健康手当）

第十四条の九 都道府県知事は、被爆者に対し、政令の定めるところにより、その者の請求により、月額二千元を限度として、健康手当を支給する。

ることが出来る。ただし、その者が前条の規定により医療手当の支給を受けている期間は、その者には、健康手当を支給しない。

（弔慰料等）

第十四条の十 厚生大臣は、被爆者が死亡したときは、その死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹で葬祭を行なうもの又はその死亡の当時その者と生計を同じくしていた者で葬祭を行なうものに対し、その者の請求により、弔慰料として三万円を支給する。ただし、その死亡が原子爆弾による傷害作用に関連しない負傷又は疾病のみによるものであることが明らかであるときは、支給しない。

2 厚生大臣は、前項の規定により弔慰料の支給を受けるべき者がいない場合には、葬祭を行なった者に對し、その者の請求により、同項に規定する金額の範囲内において、葬祭に要した費用に相当する金額を支給する。

（日本国有鉄道の鉄道、自動車及び連絡船への乗車及び乗船についての無賃取扱い）
第十四条の十一 被爆者は、第四条に規定する健康診断又は第七条第一項に規定する医療の給付を受けるため必要がある場合には、政令の定めるところにより、運賃を支払うことなく、日本国有鉄道の鉄道、自動車又は連絡船に乘車又は乗船することが出来る。当該被爆者が介護を要する場合におけるその介護者についても、同様とする。

（健康手当）
第十四条の九 都道府県知事は、被爆者に対し、政令の定めるところにより、その者の請求により、月額二千元を限度として、健康手当を支給する。

2 国は、前項の規定による取扱いに伴う鉄道、自動車及び連絡船の運賃を負担するものとする。

3 前項の規定による負担に關し必要な事項は、運輸大臣が定める。

第四章 原子爆弾被爆者援護審議会及び原子爆弾被爆者相談所

第十五条の見出しを「（原子爆弾被爆者援護審議会）」に改め、同条中「医療等」を「援護」に、「原子爆弾被爆者医療審議会」を「原子爆弾被爆者援護審議会」に改める。

第十六条第一項中「二十人」を「三十人」に改める。

第四章中第十七条の次に次の一条を加える。

（原子爆弾被爆者相談所）

第十七条の二 都道府県は、被爆者の医療、生活その他心身上の相談に應ずるため、原子爆弾被爆者相談所を設置することができる。

2 都道府県が原子爆弾被爆者相談所を設置した場合には、国は、予算の範囲内で、これに要する費用の一部を補助することができる。

第十九条の見出し中「差押」を「譲渡」に改め、同条中「権利は、」の下に「譲り渡し、担保に供し、又は」を加える。

第二十条中「及び医療手当」を「並びに医療手当及び健康手当」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、昭和

四十年四月一日から施行する。（その適用）
2 この法律による改正後の第十四条の十の規定は、第二条各号に掲げる者がこの法律の施行前に死亡した場合についても適用する。

（所得税法の一部改正）
3 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「身体障害者」の下に「並びに原子爆弾被爆者援護法（昭和三十一年法律第四十一号）第八号」の一を次のように改正する。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）
4 社会保険診療報酬支払基金法（昭和三十三年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）
5 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五号第二号の二及び第九号第三号の二中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。

第二十九条第一項の表中「原子爆弾被爆者医療審議会に係る部分」を「原子爆弾被爆者援護審議会―厚生大臣の諮問に應じて、原子爆弾被爆者の援護に関する重要事項を調査審議すること。」に改める。

（地方税法の一部改正）

6 地方税法（昭和二十五年法律第二

百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第七号中「身体障害者」の下に「並びに原子爆弾被爆者援護法（昭和三十一年法律第四十一号）第八号第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている被爆者」を加える。

第七十二条の十四第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十一年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。

第七十二条の十七第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。

第二百九十二条第一項第七号中「身体障害者」の下に「並びに原子爆弾被爆者援護法第八号第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている被爆者」を加える。

（租税特別措置法の一部改正）
7 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。

この法律施行に要する経費は、平年度約十六億円（昭和四十年年度約三十六億円）である。

四月十六日本委員会に左の案件を付託された。（予備審査のための付託は二月十一日）

一、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

(一は衆議院修正の部分)

第三十五条に次の一項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があるとき、理事長又は理事長を通じて労働大臣に意見を提出することができる。

四月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、療術(医業類似行為)の制度化に関する請願(第一六三六号)(第一六四五号)(第一六四六号)(第一六六二号)(第一六七六号)(第一六七七号)(第一七二七号)(第一七三九号)(第一七四五号)(第一七七六号)

一、母子福祉法制定に関する請願(第一六四四号)

一、看護職員の労働条件改善に関する請願(第一六七八号)

一、外傷性せき髄損傷患者救済に関する請願(第一七三二号)

第一六三六号 昭和三十九年四月三日受理

療術(医業類似行為)の制度化に関する請願

請願者 大阪市阿倍野区阪南町二ノ一七 山本門吉

紹介議員 村尾 重雄君

この請願の趣旨は、第二五〇号と同じである。

第一六四五号 昭和三十九年四月三日受理

療術(医業類似行為)の制度化に関する請願

請願者 東京都文京区大塚仲町三〇〇 小林磯吉

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第二五〇号と同じである。

第一六四六号 昭和三十九年四月三日受理

療術(医業類似行為)の制度化に関する請願(四通)

請願者 東京都中央区築地四ノ九 宮保英一外三名

紹介議員 村上 春蔵君

この請願の趣旨は、第二五〇号と同じである。

第一六六二号 昭和三十九年四月三日受理

療術(医業類似行為)の制度化に関する請願(五通)

請願者 栃木県宇都宮市小幡町二、六四二 森美文外四名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第二五〇号と同じである。

第一六七六号 昭和三十九年四月四日受理

療術(医業類似行為)の制度化に関する請願

請願者 福岡市露切町二八 岩本輝義

紹介議員 亀井 光君

この請願の趣旨は、第二五〇号と同じである。

第一六七七号 昭和三十九年四月四日受理

療術(医業類似行為)の制度化に関する請願(四通)

請願者 東京都文京区水川下三七 岡本美猛外三名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第二五〇号と同じである。

第一七二七号 昭和三十九年四月八日受理

療術(医業類似行為)の制度化に関する請願

請願者 福岡市八反町五九ノ五 西村隆嘉

紹介議員 米田 正文君

この請願の趣旨は、第二五〇号と同じである。

第一七三九号 昭和三十九年四月八日受理

療術(医業類似行為)の制度化に関する請願

請願者 福岡市東宝来町二九 三吉シゲノ

紹介議員 野田 俊作君

この請願の趣旨は、第二五〇号と同じである。

第一七四五号 昭和三十九年四月八日受理

療術(医業類似行為)の制度化に関する請願(六通)

請願者 栃木県宇都宮市戸祭町二、〇〇六 刑部新三

紹介議員 稲葉 誠一君

この請願の趣旨は、第二五〇号と同じである。

第一七七六号 昭和三十九年四月九日受理

療術(医業類似行為)の制度化に関する請願

請願者 鹿児島市武町二四三 竹下清

紹介議員 西郷吉之助君

この請願の趣旨は、第二五〇号と同じである。

第一六四四号 昭和三十九年四月三日受理

母子福祉法制定に関する請願(三通)

請願者 和歌山県日高郡美浜町和田 増田つる代外二名

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第四三八号と同じである。

第一六七八号 昭和三十九年四月四日受理

看護職員の労働条件改善に関する請願

請願者 静岡県藤枝町三ノ九二 静岡県立中央病院内 滝口章子外三十八名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第一四九八号と同じである。

第一七三二号 昭和三十九年四月八日受理

外傷性せき髄損傷患者救済に関する請願

請願者 名古屋市港区港明町一ノ三二 中部労災病院内 中部せき髄損傷患者親睦会内 小杉健次外百五十八名

紹介議員 林 塩君

外傷性せき髄損傷患者の最低生活を保障し、社会復帰ができるよう労働者災害補償保険法を改正し、左記事項の実

現を図りたいとの請願。

一、休業補償費及び長期給付の基本日額が七百円以下の低額である傷病者の補償額を七百円以上に引き上げる。

二、長期給付から厚生年金(障害年金)の五七・五パーセント相当額を減額することを廃止し、全額併給とする。

三、長期傷病補償の第一種傷病給付(家庭療養)を受けている者に対して医療費を全額国庫負担とすること。

四、第一種傷病認定に伴い厚生資金の支給を考慮すること。

五、業務外せき髄損傷者にも長期療養の適用を認めること。

理由 昭和三十五年四月、労働者災害補償保険法の一部が改正され、重度身体障害者に対し、終身補償給付がされることになったが、諸物価が急騰したのと補償給付率があまりにも低率であるため、生活は極度に困窮し、社会復帰、更生へのみちも望みが断たれている。

請願者等は、この逆境にあっても、あらゆる障害をのりこえ、更生への意欲に燃えて日夜回復訓練に努力している者であるから、願意達成に特段の配慮をせられたい。

四月二十日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。

清掃法の一部を改正する法律案

清掃法の一部を改正する法律案

清掃法(昭和二十九法律第七十二号)の一部を次のように改正する。第五条に次の三項を加える。

のくみ取作業を著しく困難にし、又はくみ取作業により環境衛生上著しい支障が生ずるおそれがあると認め

の処理方法」を「尿尿若しくはごみの処理方法」に改め、同条の次に次の一

る。

第三十一条第一項中「くみ取便所」を「水洗便所（汚水管が下水道法第二条第三号に規定する公共下水道同条第五号に規定する終末処理場を有するものに連結されたものに限る。）以外の便所」に改める。

昭和三十九年五月六日印刷

昭和三十九年五月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省事務局